

新規就農

相談ハンドブック

2013年度版

全国農業会議所
全国新規就農相談センター

はじめに

全国新規就農相談センターが誕生して四半世紀がたちます。この間、農業経営の規模拡大や法人化、6次産業化の進展等もあり、新規学卒者も含め、雇用就農という形での就農が着実に増加しています。農業が、若者の職業選択肢の一つとなっているのです。

農業は成長産業であり、魅力ある仕事です。全国農業会議所が行っている新規参入者の調査では、就農の理由で、「自ら経営の采配を振れる」「努力の成果が直接見える」といった回答が増えており、また、国の就農支援対策もあり、新規参入(独立就農)者数は増えています。

一方、同調査によると、農業だけで生活が成り立っていると答えた人は3割しかいません。ほとんどの人が就農後3～5年程は経営的に苦しい時期が続いています。せっかく就農しながら、この間に離農する人も少なくないようです。農業を始めることは、事業の経営者になることです。それだけの準備と覚悟が求められます。

農業者の平均年齢は66歳と高齢化が進展しており、持続可能な力強い農業を実現に向けて、今後、毎年2万人の青年新規就農者の定着が最優先の農政課題となっているのです。

本書は、全国各地で新規就農相談に携わる方の参考となるよう、就農段階ごとの留意点や相談内容ごとの回答例、知っておくべき支援事業などを整理したハンドブックとして制作しました。ベテランの相談員にとっては物足りない内容かと思いますが、今後、アドバイスをいただきながらよりよいものに改善していきたいと思います。

平成26年3月

全国農業会議所 全国新規就農相談センター

目次

新規就農相談ハンドブック

①	就農までの流れとポイント	2
②	就農段階ごとのハウ・ツー	
	STEP ① まずは、めざす農業ビジョンの明確化	6
	STEP ② 「何を」「どこで」が決まったら、次は研修	10
	STEP ③ 研修が終わりに近づいたら、就農計画をつくる	13
	STEP ④ 農地の確保	19
	STEP ⑤ 資金の確保	22
	STEP ⑥ 機械や施設の確保	24
	STEP ⑦ 住宅の確保	28
③	ケーススタディ 相談内容ごとの対応例	
	1. 共通する留意点	30
	2. ケース別の対応例	33
④	新規就農相談Q&A	34
	◆都道府県新規就農相談センター	44

1

就農までの 流れとポイント

新規就農は、通常右図のような流れで進むが、特に次の点に留意する必要がある。まず、自分がやりたい農業のビジョン（どこで、どんな農業をしたいのか）を固める。そのうえで、次の5つの要素に留意しながら進めていくこと。

留意すべき
5つの要素

① 技術やノウハウの習得

② 資金の確保

③ 農地の確保

④ 機械や施設の確保

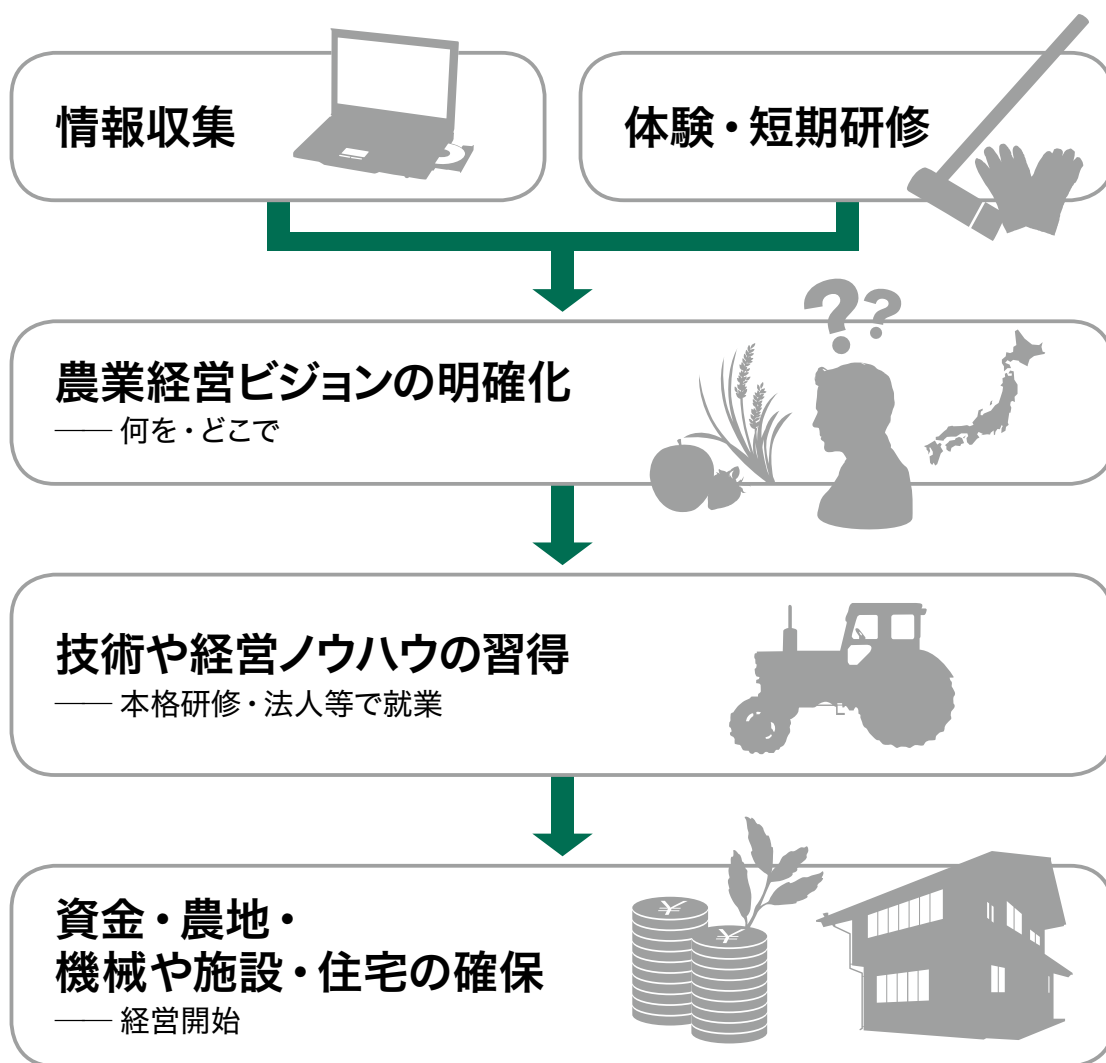
⑤ 住宅の確保

①～④の習得・確保にあたっては、具体的で実現可能な就農計画、営農計画を策定して取り組む。

また、新規就農者の多くが都市から農村へ移住することになる。生活が安定しないと経営に十分な力を注げず、農業の形態によっては農場と住居が近接している必要があるため、⑤の住宅の確保は営農と同じように重要となる。



◆ 就農までの流れ



新規就農へのアドバイス ①

“ 農業は将来性の高い成長産業
新たな人材が、新たな未来を切り拓け ”

◆ 不況の波が小さい……食料は人が生きるために必ず必要である。

◆ 恵まれた市場……日本は高所得で人口が多く、密集している。

◆農業改革によっては輸出産業となり得る可能性

……日本の農産物は、海外で「おいしい」「安全」と評価されており、また、日本食ブームなども追い風となって輸出が増えてきている。

◆6次産業としての高い可能性

……農産物の生産に加え、加工・販売サービス、関連事業への経営多角化（6次産業化）が進む。

◆ライバルが少なく、他産業にない手厚い独立支援

……高齢化、後継者不足が深刻。就農支援措置も充実している。

新規就農へのアドバイス ②

“事業の経営者になるという自覚(覚悟)と準備が必要”

◆独立は無理せず慎重に

◆自治体などの新規就農支援制度をできるだけ利用する

◆運転資金、生活資金を自己資金で準備する

……経営が安定するまでに3～5年。できれば、自己資金を500万円以上は準備したい。

◆事業に投資は必要

……設備資金は借り入れ、自己資金はいざというときのための手持ち資金に。

◆無利子資金だからといって借りすぎない

……返済は必ずやってくる。返済期間は短く、年間の返済額も小さくない。

◆経営計画は硬めで周到にたて、経営は計数で管理する

……複式簿記は必須。青色申告も積極的に行う。

◆認定農業者になる

……何をしてくれるかではなく、どう制度を利用するかが大事である。

◆農業経営継承事業を活用しよう

……人間関係が絡むため難しいが、買い取りでもメリットが大きい。

新規就農へのアドバイス ③

“生産＋販売が成功の重要なポイント”

◆経営の基本は技術

……いい商品を作ることが販売につながり、経営が安定する。

◆PDCAを徹底する → 作業日誌

Plan (計画)

▶▶▶ 従来の実績や将来予測などをもとに業務計画を作成する。

Do (実行)

▶▶▶ 計画に沿って業務を行う。

Check (点検)

▶▶▶ 業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。

Act (改善)

▶▶▶ 実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。

◆販路は自ら複数開拓する

……市場出荷だけに頼らない。経営規模に関係なく自分のお客様を作ろう。

◆情報は貪欲に集め、日々勉強

……ヒントはいろんなところにある。研修費用を惜しまない。

◆6次産業化にチャレンジ

……農産加工などの経営多角化は経営に必須である。
農産物の販売だけでは利益が低い。



2

就農段階ごとの ハウ・ツー

STEP

1

まずは、めざす 農業ビジョンの明確化

相談のポイント ①

新規就農希望者がまずやるべきことは、
めざす農業経営像を描くこと

◆具体的には、「何を」(どんな農業を)、「どこで」するのかを決める。

何を

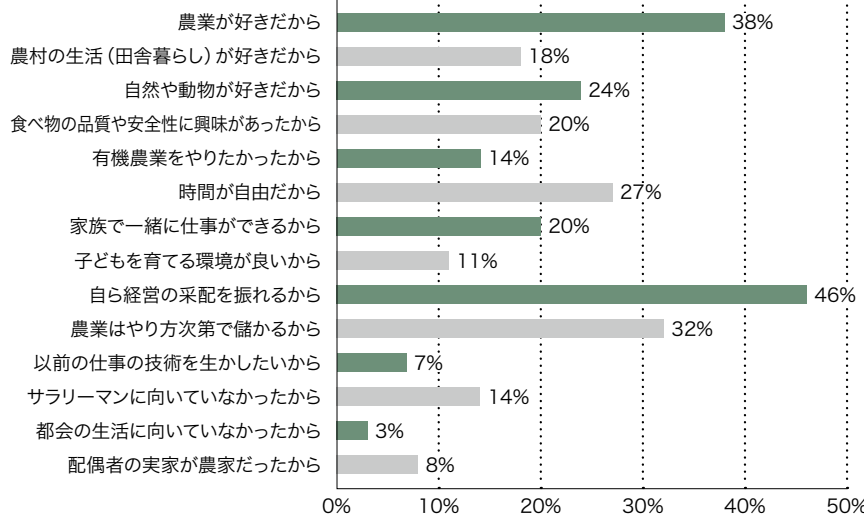
作目や単作経営か複合経営か、
6次産業などの経営形態

どこで

就農場所

参考データ〈新規就農者の足跡〉

就農した理由



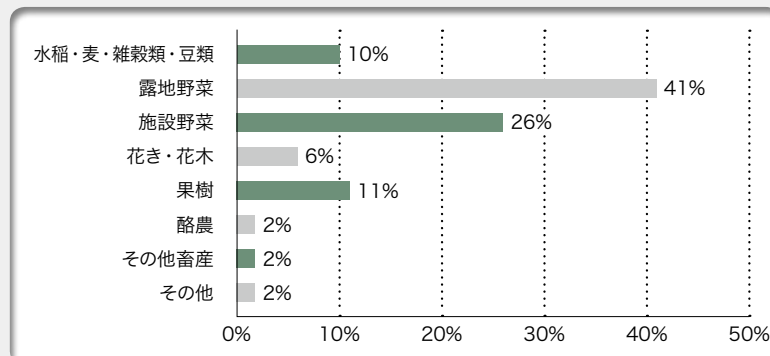
就農の理由は
「生き方」+「ビジネス」

就農理由は「農業が好き」「農村の生活が好き」「自然や動物が好き」といった生き方(ライフスタイル)とともに、「自ら経営の採配が振れる」「農業はやり方次第で儲かる」といったビジネスとしての可能性も感じている。「生き方」と「ビジネス」が両立できるのが、農業の魅力と言える。

「新規就農者の就農実態に関する調査」(2013年)より

参考データ〈新規就農者の足跡〉

就農1年目の主な作物



就農時の
主な作目は野菜

就農時の主な経営作目は野菜が多く、露地と施設を合わせて6割を超える。理由は営農費用が比較的少なくて済むことと、農地の確保、年間の栽培サイクルなど。
(15ページ参照)

「新規就農者の就農実態に関する調査」(2013年)より

相談のポイント 2

「何を」を決めるためには、農業を知ること

- ◆相談者の多くは「農業」とひとくくりで認識しており、多様な作目、経営形態があることや6次産業化の動きなどを詳しく知らない。
- ◆都道府県の農業の特性、地域性、作業時期、農家の実態、経営状況などを紹介する。
- ◆新規就農者の半数は野菜から始める。水田作や果樹などの土地利用型作物は、生活でできる最低限の所得でもそれなりの経営面積が必要で、設備投資も大きい。

相談のポイント 3

必ず体験や短期の研修を行うこと

- ◆新規就農希望者と農業のミスマッチを防ぐため、必ず、体験や短期の研修を勧める。

体験・研修事業

●農業インターンシップ(農業法人等での体験)

(社)日本農業法人協会の会員を中心とする農業法人等における1週間(5日以上)～6週間の実践農業体験。体験費用は無料だが、現地までの交通費は体験者の負担。宿泊費・食費は受け入れ法人等の負担。体験者の傷害保険は全国農業会議所が負担。受け入れ法人等には、体験者1人当たり2万円を助成。全国新規就農相談センターホームページから申し込む。

● **チャレンジ・ザ農業体験・研修** (学校での体験・研修)

全国農業会議所が茨城県水戸市にある日本農業実践学園と連携した、同校での研修。宿泊費、食費、傷害保険料込みで、以下の3コースがある。

- ①短期農業体験コース(5日間 25,000円／3日間 14,000円)
- ②中期農業研修コース(1ヶ月 73,000円)
- ③農業実践コース(3ヶ月 203,000円)

※現地までの交通費は研修生の負担

※新規就農WEBサイトから申し込む

● **都道府県や市町村が行っている体験・研修の紹介**

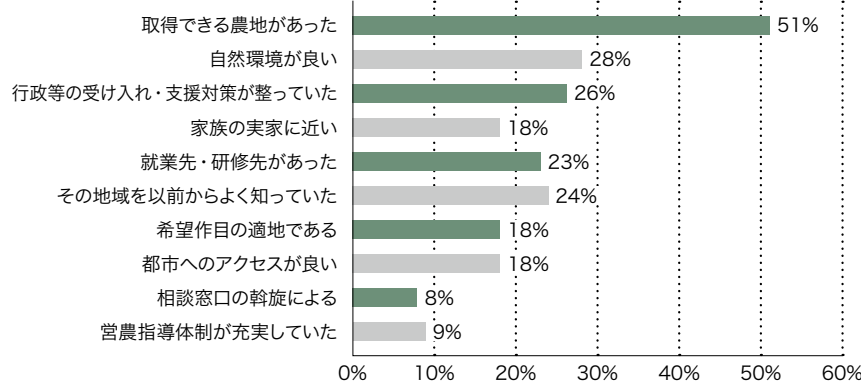
相談のポイント **4**

「どこで」を決めるためには、**地域・農村を知ること**
何かの**きっかけがあると決めやすい**

- ◆暮らしやすさから……気候風土、生活環境
- ◆経営形態などから……産地、流通販売、有機栽培地域など
- ◆地縁から……出身地、親戚や知人がいる
- ◆受け入れ支援事業を活用……受け入れ支援のタイプ、特徴、地域性
 - ※「自治体等による新規就農者支援情報」(全国農業会議所発行、全国新規就農相談センターホームページにも掲載)を参照
- ◆その他……有機農業の研修先など

参考データ〈新規就農者の足跡〉

就農地選択の理由



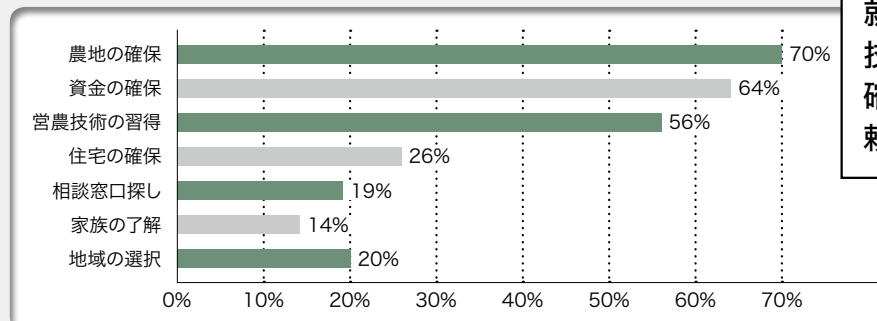
「どこで」を決めるポイントは、農地の確保と行政支援、就業・研修先

就農地を決めた理由は「取得できる農地があった」が約半数を占めるが、「行政等の受け入れ支援対策が整っていた」や「家族の実家に近い」「就業先・研修先があった」など支援事業や頼れるところがある事もポイントになっている。

「新規就農者の就農実態に関する調査」(2013年)より

参考データ〈新規就農者の足跡〉

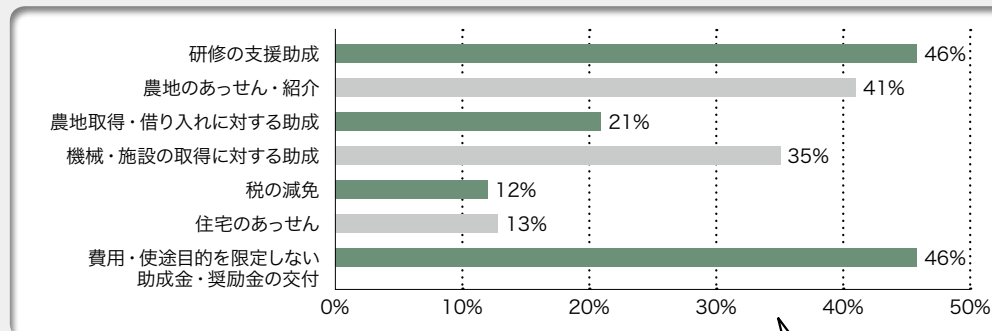
就農時に苦労したこと



就農では農地、資金、技術で苦労。農地の確保には地域の信頼が大事

就農時に苦労したことでは、「農地の確保」「資金の確保」「営農技術の習得」の3つが多い。農地で苦労した理由は、都市近郊での就農希望が多いことや、いきなり市町村を訪ねて「貸してくれる農地はないか」と探す人もいるため。

利用した都道府県・市町村の独自支援措置



研修の支援は、研修期間中の生活費の補助や就農時の農地や施設、資金などの補助もあってメリットが大きい。

自治体の支援は研修、農地や機械・施設に対する助成から奨励金まで幅広い

「新規就農者の就農実態に関する調査」(2013年)より

相談のポイント **5**

家族の同意を得る

- ◆農業経営に家族の協力は必要。一人では病気などの時に対応できない。独身者であれば一人でも仕方がないが、配偶者など家族がいる場合には、力を合わせて経営を。経営開始後数年間は経営が安定しないため、農業収入の不足分を、家族が他業種への就業で補うこともある。
- ◆農村暮らしは、学校や病院、買い物など生活に不便な面もある。地域のコミュニティーも濃密で、配偶者が都会へ戻りたいと言い出すこともあるので、事前にしっかりと同意を得る。

STEP
2

「何を」「どこで」が 決まったら、次は研修

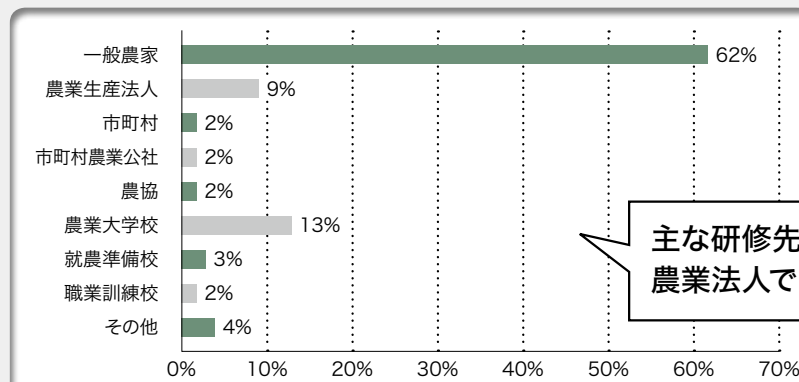
相談のポイント 1

研修は、ビジョン(やりたい農業)に合わせて、 できるだけ就農希望地の近くで行う

- ◆立地や気象条件などで栽培・販売の方法が変わる。
- ◆農地の確保や経営のサポートなど就農に向けた地域との関係構築のためにも、研修段階から“顔”を売る。

参考データ〈新規就農者の足跡〉

主な研修先



研修先は農業現場での実践的な研修が多く、先進農家が半数を超え、農業法人と合わせると6割を超える。

主な研修先は農家と農業法人で6割

「新規就農者の就農実態に関する調査」(2013年)より

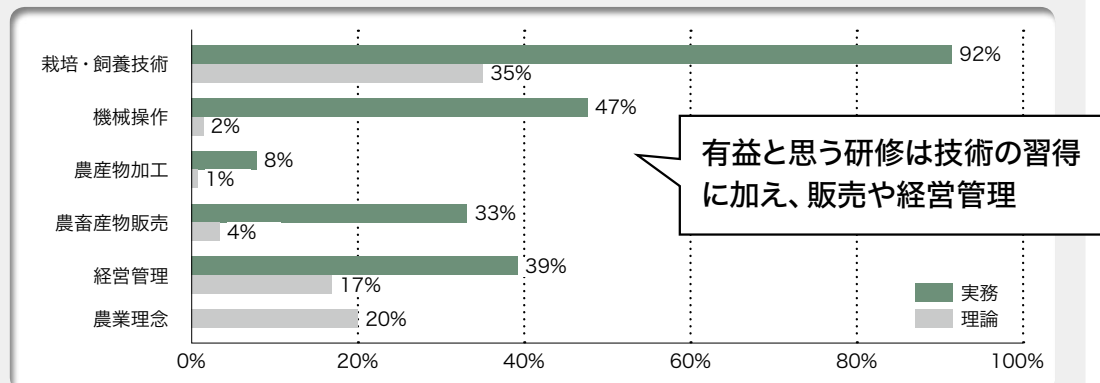
相談のポイント 2

栽培・飼養技術だけでなく、 販売、複式簿記などの経営管理手法も学ぶ

- ◆品質確保は生産業の基本。しっかりとした技術を習得する。
- ◆販売は、経営の生命線。市場出荷だけに頼らない独自販路の開拓を学ぶ。
- ◆小規模経営からのスタートでも、複式簿記で計数管理を徹底する。

参考データ〈新規就農者の足跡〉

有益と思われる研修内容(1~3位の合計)



技術の習得はほとんどの人が有益と答えているが、理論研修も飼養・栽培技術が4割、経営管理が17%、農業理念も2割を超えるなど重視している。

「新規就農者の就農実態に関する調査」(2013年)より

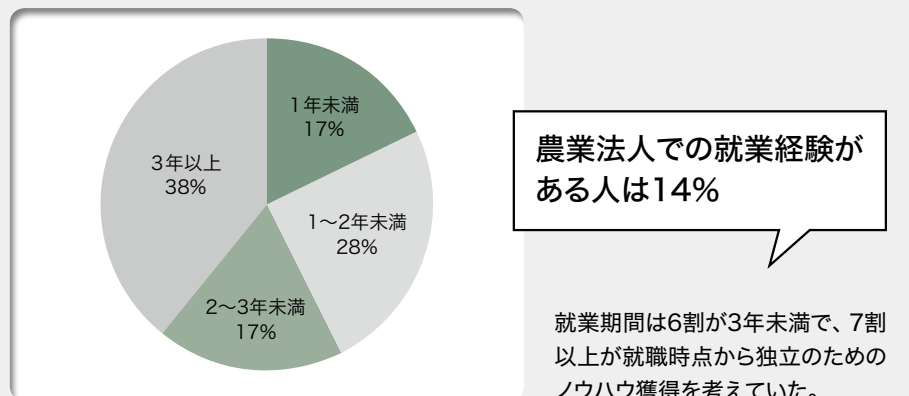
相談のポイント 3

農業法人等での就業(雇用)経験も貴重(経営の実践が学べる)

- ◆経営体によっては、従業員と研修生で雇用労働条件等を明確に区分しているところもある。複合経営や6次産業化している大規模経営は、雇用が安定しているが、部署が固定されやすい。小規模経営は雇用がやや不安定で、作目などが限定されるが、経営全般を幅広く学べるというメリットもある。
- ◆技術などを学びながら独立資金を貯めるのが目的なら、都市部の企業で勤めを続け、資金を貯めてから研修に専念した方がいい場合もある。

参考データ〈新規就農者の足跡〉

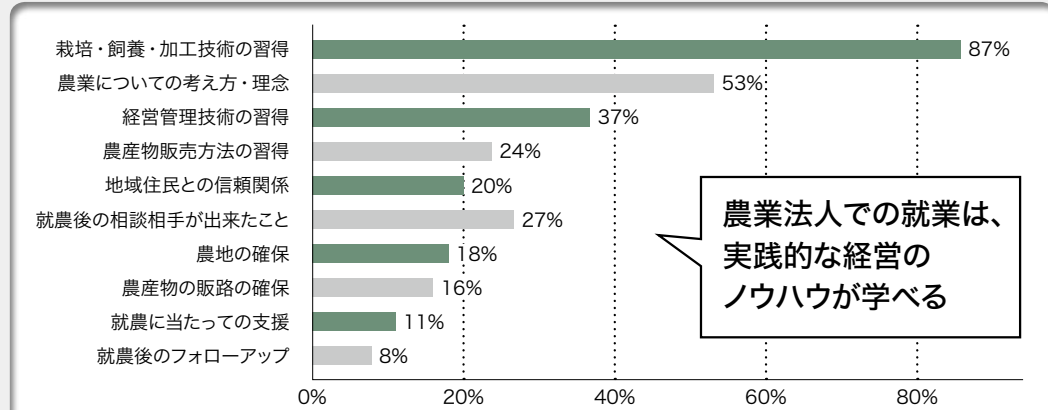
農業法人での就業期間



「新規就農者の就農実態に関する調査」(2013年)より

参考データ〈新規就農者の足跡〉

農業法人での就業経験で有益な内容(1~3位の合計)



農業法人での就業は、
実践的な経営の
ノウハウが学べる

最新の技術の習得はもちろんだが、農業についての理念・考え方や経営管理技術の習得も割合が高い。

「新規就農者の就農実態に関する調査」(2013年)より

相談のポイント 4

研修先は、研修目的や期間、費用などを考慮して決める

- ◆農業大学校等での実技と座学の体系的研修
- ◆農業公社、JA等での独立を見据えた技術研修
- ◆技術・経営の実務を学べる研修農場
- ◆自治体などによる新規就農者受け入れ研修
- ◆研修生を受け入れる先進農家・法人リスト(各県ごとに)から選択

相談のポイント 5

自治体などによる受け入れ支援事業を活用する

- ◆自己資金が少ない人や、就農後の経営に不安を持つ人には、自治体などによる受け入れ支援事業の活用を勧める。
- ◆ただし、受け入れ支援事業は希望者が多かったり、指定された地域・作目での就農となることに留意する。

STEP
3

研修が終わりに近づいたら、 就農計画をつくる

相談のポイント

1

新規就農とは、事業の経営者になること

- ◆「農業は事業」「新規就農は起業」「農業者は経営者」の自覚を持つ。
- ◆就農計画には、作目、経営規模、労働力、農地、機械・施設、資金調達などを記載する。

参考データ〈新規就農者の足跡〉

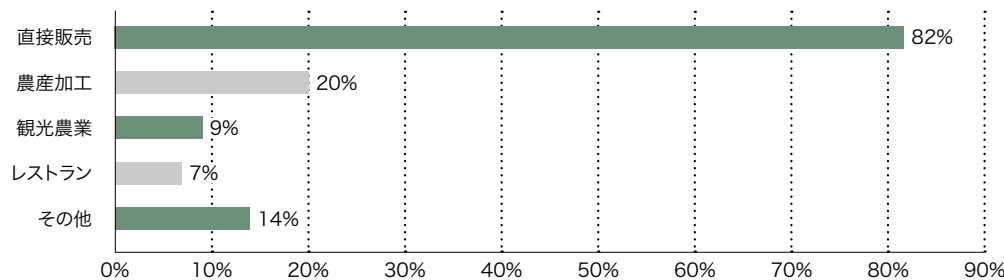
認定就農者、認定農業者、法人化の割合

	実施	検討している
認定就農者	66.9%	————
認定農業者	42.1%	————
法人化	2.3%	31.1%
簿記記帳	62.5%	未記帳者のうち72.1%
青色申告	93.3%	————

就農時に認定就農者だったのは6割だが、就農後に認定農業者になった人が4割を占め、法人化や青色申告を行っている人の割合も高い。

就農後早い段階から法人化や6次産業化したり、従業員を雇用する人も増えている

6次産業化の取り組み



6次産業化に取り組んでいるのは1割で、ほとんどの人が就農当初から取り組んでいた。このうち、8割が直販関係、2割が農産加工となっている。

「新規就農者の就農実態に関する調査」(2013年)より

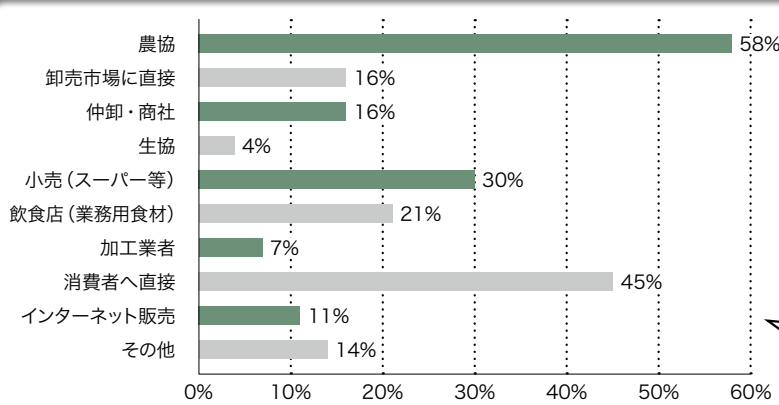
相談のポイント **2**

当面の経営目標を決める

- ◆経営規模（面積、頭羽数など）の目安は、作目ごとの経営指標を参考に、家族が生活できる所得（売上－経費）をあげられること。
- ◆当面（3年程度）の経営規模当たりの収益は、一般農家の5割程度に見積もる。
- ◆当面の生活費も計画に盛り込み、できるだけ自己資金を準備すること。

参考データ〈新規就農者の足跡〉

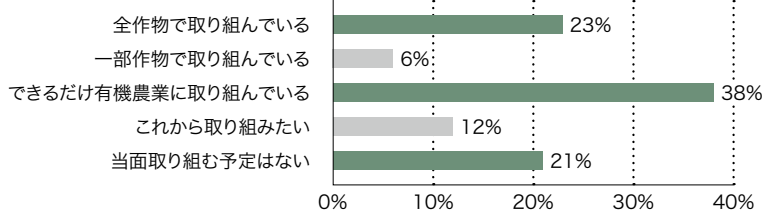
農産物の販売ルート



農協出荷（農協を通して卸売市場などに出荷）が6割と大半を占めるが、消費者への直販や小売への販売など多様なルートを構築している。

販売は農協任せにせず、様々なルートを開拓している

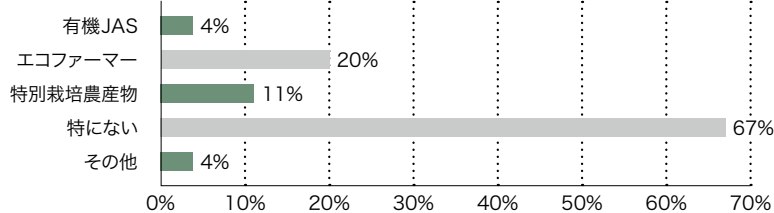
有機農業や減農薬への取り組み



全作物で取り組んでいる人は2割だが関心は高い。

安全、安心への取り組みも大事

取得している制度・認証



有機農業に取り組んでいる割合に対して、有機JASの認証を取得している人は4%と少ないが、エコファーマーは2割と比較的が高い。

「新規就農者の就農実態に関する調査」（2013年）より

相談のポイント **3**

過剰な投資は絶対に避ける

◆機械・施設の装備は必要最小限を心がけ、できるだけ離農農家から譲り受けたり、中古を購入する。

参考データ〈新規就農者の足跡〉

就農1年目の平均費用と農産物売上高

(単位：万円)

	営農面					生活面	就農1年目 農産物 売上
	機械施設 資金 (A)	営農資金 (B)	費用合計 (A+B=C)	自己資金 (D)	差額 (D-C)	自己資金	
全作目平均	500	158	658	332	△326	227	262
水稲・麦・雑穀類・豆類	445	130	575	256	△319	212	160
露地野菜	228	93	321	245	△76	207	144
施設野菜	771	227	997	398	△600	242	301
花き・花木	631	197	827	281	△546	208	205
果樹	256	77	333	350	17	328	143
酪農	2314	1400	3714	583	△3132	274	3,956

注) 四捨五入のため合計・差額が一致しない箇所があります。

	全体
現在、おおむね農業所得で生計が成り立っている	23%
成り立つまでの年数	2.5年
成り立った年の売上高	782万円

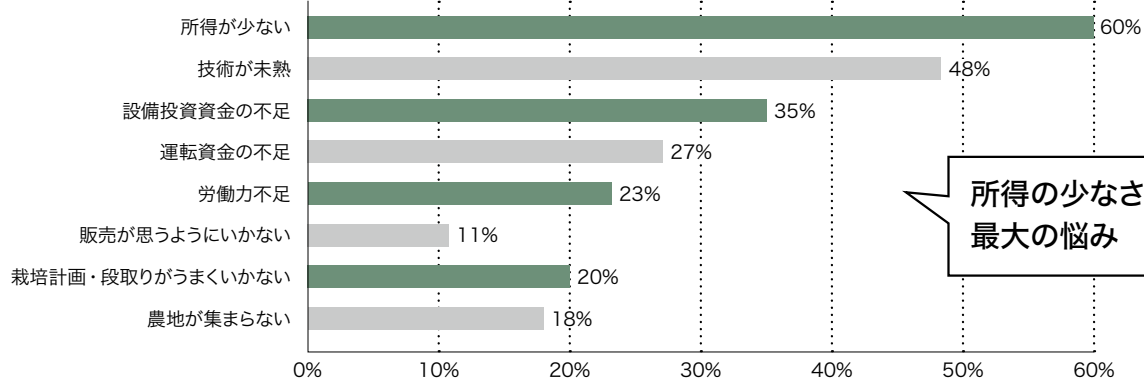
就農1年目にかかる費用は、全作目平均で722万円(機械・施設費562万円+営農費160万円)。

自己資金は、営農費と生活費を合わせて753万円。

農業所得だけで生計が成り立っているのは3割で、就農5年目以上でようやく5割。

現実の経営は厳しい。
数年間の生活を支える自己資金の準備を

新規就農者が経営面で抱える問題・課題



所得の少なさが最大の悩み

新規就農者は技術が未熟で、所得の確保が課題である。

年数の経過とともに、技術や段取りは良くなるが、規模拡大とともに労働力不足が深刻化する。

「新規就農者の就農実態に関する調査」(2013年)より

就農計画策定のための参考指標

●品目別の収益性 —— 年間所得250万円を獲得するのに必要な経営面積の目安

生活に必要な年間所得を250万円（農業県の認定就農者の3年後所得目標数値と想定）とし、各作物の10a当たり所得で算出した。実際の経営規模は準備できる労働力、資金、年間の作付体系、販売方法などの条件を総合的に考える必要がある。

作物	10a当たり 農業所得 (円)	10a当たり 労働時間 (時間)	家族労働1時間 当たり農業所得 (円)	生活可能 目標面積 (a)	
穀類	米	29,101	27.3	1,137	860
	六条大麦	15,000	5.0	3,260	1,667
	二条大麦	12,000	6.9	1,765	2,083
	小豆	27,000	11.6	2,328	926
露地野菜	ダイコン	140,000	118.7	1,329	179
	ニンジン	154,000	118.2	1,572	159
	ホウレンソウ	182,000	219.7	970	137
	レタス	234,000	133.4	2,021	107
	白ネギ	402,000	336.5	1,351	62
	青ネギ	504,000	587.0	898	50
	キュウリ	1,185,000	931.7	1,290	21
	ナス	1,226,000	1,049.1	1,265	20
	大玉トマト	903,000	709.1	1,331	28
	ミニトマト	802,000	1,311.2	623	31
	ピーマン	895,000	755.6	1,225	28
	スイカ	258,000	221.2	1,231	97
施設野菜	青ネギ	342,000	574.5	966	73
	キュウリ	1,344,000	1,095.1	1,313	19
	ナス	1,694,000	1,756.9	1,027	15
	大玉トマト	1,226,000	946.7	1,456	20
	ミニトマト	2,028,000	1,488.2	1,688	12
	ピーマン	1,141,000	1,162.3	1,398	22
	イチゴ	1,898,000	2,091.6	980	13
	メロン	570,000	492.7	1,274	44
果樹	ミカン	139,000	236.3	649	180
	リンゴ	180,000	272.9	772	139
	日本ナシ	269,000	366.6	781	93
	モモ	286,000	284.4	1,102	87
	ブドウ	342,000	454.7	798	73
花き	露地キク(切り花)	3,191,000	3,798.1	1,037	8
	施設キク(切り花)	4,727,000	5,089.3	1,139	5
	施設バラ(切り花)	5,089,000	5,952.8	1,049	5
	施設ユリ(切り花)	2,445,000	2,728.9	997	10
	施設カーネーション(切り花)	3,570,000	5,199.0	972	7
	施設シクラメン(鉢物)	2,015,000	4,831.1	768	12

出典：農林水産省『2007年農業経営統計調査』（米は2008年産の数値）

●作物ごとのモデル経営指標

▲: 種まき ●: 定植 ■: 収穫

ミニトマト

主な就農地域: 伊豆の国市

- 新規就農者の経営開始
平均的面積: 20a
- 平均初期投資額:
2,100万円
- 労働力: 夫婦+パート3人

収益性 (10a当たり)
 収穫量 ▶ 10,000kg
 粗収益 ▶ 600万円
 年間所要労働時間 ▶ 1,500時間
 期待所得 ▶ 240万円

作型

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
ハウス栽培							●					

トウモロコシ

主な就農地域: 全域

- レタスとの複合経営
- 目標経営規模: 2ha
- 直販にも取り組み、収益性を向上させる
- 計画的な播種により、収穫期の分散を図る

収益性 (10a当たり)
 収穫量 ▶ 1,200kg
 粗収益 ▶ 25万円
 年間所要労働時間 ▶ 100時間
 期待所得 ▶ 10万円

作型

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
露地						▲	▲					

イチゴ

主な就農地域: 南伊豆、伊豆の国市、藤枝市、御前崎市、掛川市

- 新規就農者の経営開始
平均的面積: 20a
- 平均初期投資額:
1,500万円
- 労働力: 夫婦+パート1人
- 県奨励品種: 「紅ほっぺ」

収益性 (10a当たり)
 収穫量 ▶ 4,000kg
 粗収益 ▶ 400万円
 年間所要労働時間 ▶ 1,500時間
 期待所得 ▶ 160万円

作型

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
ハウス栽培								●				

レタス

主な就農地域: 中遠、志太榛原地域

- トウモロコシとの複合経営
- 品種・作型を組合わせて
長期間収穫
- 目標経営規模: 2ha

収益性 (10a当たり)
 収穫量 ▶ 3,000kg
 粗収益 ▶ 65万円
 年間所要労働時間 ▶ 200時間
 期待所得 ▶ 20万円

作型

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
露地								▲	●	●	■

トマト

主な就農地域: 中遠地域 (掛川市)

- 新規就農者の経営開始
平均的面積: 20a
- 平均初期投資額:
2,000万円
- 労働力: 夫婦+パート1人

収益性 (10a当たり)
 収穫量 ▶ 20,000kg
 粗収益 ▶ 640万円
 年間所要労働時間 ▶ 1,400時間
 期待所得 ▶ 210万円

作型

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
養液栽培							●					

タマネギ

主な就農地域: 全域 (特に西部地域)

- カンショとの複合経営
- 目標経営規模: 2ha
- 早出し出荷は、高単価が見込まれる

収益性 (10a当たり)
 収穫量 ▶ 3,500kg
 粗収益 ▶ 50万円
 年間所要労働時間 ▶ 200時間
 期待所得 ▶ 25万円

作型

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
露地			■						▲	●		

温州みかん

主な就農地域: 西部地域 (浜松市)

- 労働時間:
1ha当たり540時間
(夫婦+臨時雇用)
- 既存園の借り受け

収益性 (10a当たり)
 収穫量 ▶ 4,000kg
 粗収益 ▶ 80万円
 年間所要労働時間 ▶ 197時間
 期待所得 ▶ 38万円

作型

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
青島温州		貯		蔵		◎		開花		■	
露地											

カンショ

主な就農地域: 全域 (特に西部、中遠地域)

- タマネギとの複合経営
- 目標経営規模: 1ha
- 干し芋など加工に取り組むと、収益性が向上

収益性 (10a当たり)
 収穫量 ▶ 2,000kg
 粗収益 ▶ 40万円
 年間所要労働時間 ▶ 140時間
 期待所得 ▶ 16万円

作型

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
養液栽培			●	■								

▲: 種まき ●: 定植 ■: 収穫

ブロッコリー

主な就農地域: 全域 (特に西部地域)

- バレイショとの複合経営
- 目標経営規模: 3ha
- 品種を組み合わせると長期獲りが可能

収益性 (10a当たり)
 収穫量 ▶ 1,500kg
 粗収益 ▶ 33万円
 年間所要労働時間 ▶ 100時間
 期待所得 ▶ 10万円

作型

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
							▲	●			

露地

シロネギ

主な就農地域: 中遠地域

- エビイモとの複合経営
- 経営規模: 1ha
- 定植作業を機械化することで規模拡大を図る

収益性 (10a当たり)
 収穫量 ▶ 3,000kg
 粗収益 ▶ 100万円
 年間所要労働時間 ▶ 100時間
 期待所得 ▶ 30万円

作型

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
							▲		●		

露地

バレイショ

主な就農地域: 全域 (特に東部、西部地域)

- ブロッコリーとの複合経営
- 目標経営規模: 3ha

収益性 (10a当たり)
 収穫量 ▶ 3,000kg
 粗収益 ▶ 100万円
 年間所要労働時間 ▶ 100時間
 期待所得 ▶ 30万円

作型

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		●	●								

露地
マルチ栽培

セルリー

主な就農地域: 西部地域 (浜松市)

- ハウスメロンとの複合経営
- 経営規模: 50a
- 苗は育苗センター等から購入する方が効率的

収益性 (10a当たり)
 収穫量 ▶ 6,000kg
 粗収益 ▶ 130万円
 年間所要労働時間 ▶ 300時間
 期待所得 ▶ 52万円

作型

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
							▲	●			

ハウス栽培

静岡県新規就農相談センターの新規就農支援資料「新たに農業を始めたいと思っている方へ」より



STEP
4

農地の確保

相談のポイント 1

農地探しは、関係機関などに相談

◆市町村や農業委員会、JA、研修先、知り合いなどに相談しながら、自分でも市町村内を回って貸してくれる農地を探し、経営作目に応じた条件の農地を確保する。

参考データ〈新規就農者の足跡〉

就農1年目と現在の平均農地面積 (単位：a)

就農時は借入れが主

	就農1年目		現 在		
	農地面積	うち借入面積	農地面積	うち借入面積	
全国	160	117 (73%)	242	168 (69%)	
北海道	1155	691 (60%)	1405	843 (60%)	
都府県	83	77 (93%)	142	116 (82%)	
販売額1位の作目	水稲・麦・雑穀類・豆類	169	155 (92%)	623	510 (82%)
	露地野菜	74	71 (96%)	128	113 (88%)
	施設野菜	47	43 (91%)	67	78 (116%)
	花き・花木	56	40 (71%)	72	56 (78%)
	果樹	55	46 (84%)	103	73 (71%)
	酪農	3460	2329 (67%)	3809	2454 (64%)
その他畜産	253	146 (58%)	235	91 (39%)	

全作目平均の平均規模は、1年目に北海道15ha、都府県1haが、現在は同20ha、2haに拡大。主な作目ごとでは、都府県のみを集計ではもっと下がる。

「新規就農者の就農実態に関する調査」(2013年)より

相談のポイント 2

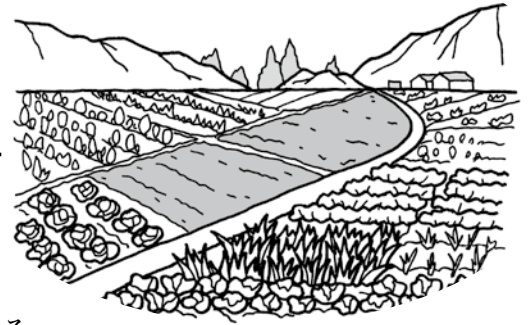
借入・購入は必ず許可を取る

◆借入・購入は農業委員会に相談し、必ず農地法か農業経営基盤強化促進法の許可を取ること。

※貸借は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業(契約期間終了後、確実に農地が返還される)で行われるのが一般的だが、同事業の場合、地域における複

数の権利設定を行うため、新規就農者の場合には貸し手と借り手が相対で契約できる農地法による場合が多い。

- ◆無許可での借り入れ(ヤミ耕作)は法律違反であり、各種助成金や税金の特例など様々な支援が受けられない場合もある。
- ◆農地の貸し借りには、2014年度から、都道府県段階に公的な機関として「農地中間管理機構」が設立され、後継者のいない所有者等から借り受けた農地を、必要な場合には大区画化等の条件整備も行った上で、担い手にまとめて転貸する、新しい仕組みが加わった。



相談のポイント 3

農地は買うより借りる

- ◆農地購入は費用負担が大きい。まずは、買うより借りる。
- ◆経営が軌道に乗ったら、徐々に購入も。定住をアピールでき、地域の信頼も増す。資金を借りる際の担保にもなる。



農地の借入・購入の手続き

●農地法による場合(申請窓口は農業委員会)

借入あるいは購入をする場合、農地の所有者と連名で「農地法3条許可申請書」を農業委員会に提出し、許可を受ける。併せて、営農計画書も提出する。

居住する市町村内の農地の権利を取得する場合には、許可権者は農業委員会だが、区域外の場合許可権者は都道府県知事になる。

貸借の場合、貸し手が1年～6ヶ月前までに更新しない旨の通知を借り手側に伝えないと、契約が更新される(法定更新)。

通常の場合の主な許可要件

- ①全部効率利用要件……農地のすべてを耕作すること。
- ②下限面積要件……経営面積の合計が都府県では50a以上、北海道では2ha以上であること(市町村農業委員会がこれより低い面積を定めている場合がある)。
- ③農作業常時従事要件……個人の場合は農作業に常時従事すること。
- ④農業生産法人要件……法人の場合は、農業生産法人であること。
- ⑤地域との調査要件……周辺の農地利用に影響を与えないこと。

解除条件付き貸借

左記の③と④の要件を満たせない場合、以下の要件を満たすこと。

- ①書面による解除条件付きでの契約を行うこと。
- ②地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。
- ③法人の場合（農業生産法人を除く）役員が1人以上が耕作又は用地区の事業に常時従事すること。

●農業経営基盤強化促進法による場合（申請窓口は市町村）

市町村が複数の農地の権利移動について一括して計画を作成・公告することで、農地法の許可を得ることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組み。貸借の場合、契約期限（利用権の設定期間）が到来すれば契約は自動的に解消されるが、貸し手・借り手双方の同意があれば再手続きにより延長が可能となる。

権利設定をする場合の要件は農地法とほぼ同じだが、下限面積要件は課されない。

●農地中間管理事業による場合（応募窓口は農地中間管理機構）

機構は、地域ごとに、借受希望者の希望内容を的確に把握しておくため、定期的に農地の借受希望者の募集を行い、機構に貸し付けようとする農地が出てきた時点で、県知事の認可を受けて作成した貸付先決定ルールに即して、借受希望者と協議を行い、貸付先を決定する。

貸付先決定ルールは機構が作成するが、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整するとともに、地域農業の発展に資するものとしていくことが基本となる。

機構が貸付先を決定した場合は、一定の地域について農地利用配分計画を作成し、県が認可し、公表することで、権利が移転する。

参考データ〈新規就農者の足跡〉

就農1年目の農地購入面積と価格

農地購入面積						(単位：%)
	30a未満	30~50a	50~100a	100~200a	200a以上	
全国	26.4	16.7	16.7	13.9	26.4	
北海道	8.7	8.7	4.3	21.7	56.5	
都府県	34.7	20.4	22.4	10.2	12.2	
農地購入代金総額						(単位：%)
	~100万円	100万~300万円	300万~500万円	500万~1000万円	1000万円以上	
全国	21.7	27.5	13.0	18.8	18.8	
北海道	13.0	17.4	17.4	26.1	26.1	
都府県	26.1	32.6	10.9	15.2	15.2	
10a当たり価格						(単位：%)
	~30万円	30万~50万円	50万~100万円	100万~200万円	200万円以上	
全国	37.7	17.4	20.3	10.1	14.5	
北海道	60.9	26.1	4.3	4.3	4.3	
都府県	26.1	13.0	28.3	13.0	19.6	

「新規就農者の就農実態に関する調査」(2013年)より

STEP
5

資金の確保

相談のポイント

1

必要な費用を割り出す

- ◆就農・営農計画に基づき、機械施設等の初期費用と資材等の年間の運転資金をはじき出す。
- ◆自己資金は、当面(3年程度)の生活資金も含めて出来るだけ準備する。
※青年就農給付金(年間150万円)も勘案しつつ、最低でも500万円は必要だと言われている。

相談のポイント

2

農業は事業、必要な資金は有利な資金を借りる

- ◆過剰な投資は避けるべきだが、必要な資金は青年等就農資金等の無利子資金を借り入れる。
※制度資金や市町村、JAなどによる独自支援(助成、利子補給等)を紹介する。
- ◆無利子だからといって、借りすぎない。無利子資金は償還(返済)期間が短いため、毎年の返済負担が経営を圧迫する。

参考データ〈新規就農者の足跡〉

就農時の資金の借り入れ状況 (単位: %)

資金を借りたのは44%

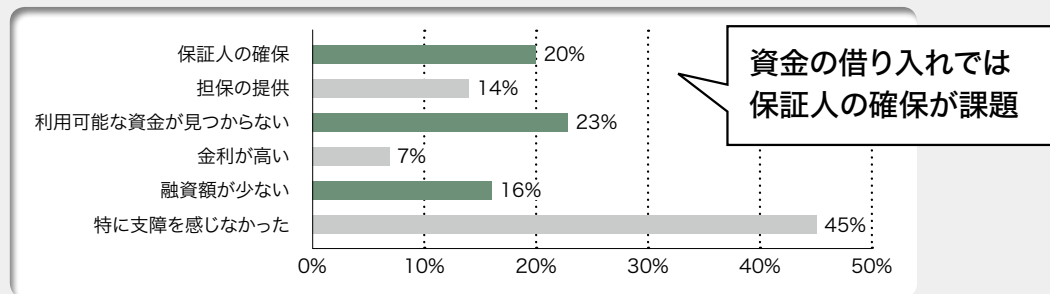
	借りた	借入先					
		制度資金			民間資金		
		就農支援資金	日本公庫資金	農協	銀行	その他	
新規就農者合計	44.1	70.3	14.5	17.8	4.3	15.6	
販売額1位の作物	水稻・麦・雑穀類・豆類	30.8	83.3	15.7	16.7	0.0	16.7
	露地野菜	29.9	69.6	8.9	8.9	7.1	14.3
	施設野菜	69.0	73.5	14.3	20.4	2.0	10.2
	花き・花木	69.7	85.7	23.8	28.6	9.5	28.6
	果樹	30.9	62.5	12.5	12.5	0.0	12.5
	酪農	92.9	91.7	25.0	25.0	8.3	8.3
	その他畜産	69.2	44.4	11.1	11.1	11.1	22.2

資金を借り入れたのは全体で44%と、半数以上は自己資金だけで就農している。
借りた資金は、就農支援資金が7割で、農協資金が2割、公庫資金が18%

「新規就農者の就農実態に関する調査」(2013年)より

参考データ〈新規就農者の足跡〉

資金借入時に支障を感じた点



資金を借りる時、4分の1が保証人の確保に苦労しているが、利用可能な資金が見つからないという声も多い。

「新規就農者の就農実態に関する調査」(2013年)より



STEP
6

機械や施設の確保

相談のポイント

1

まずは、必要最小限の投資で

- ◆経営内容に合わせて、中古市場、リタイヤ農家からの購入や無償譲渡を受けるなど過剰な投資は避け、最初は必要最小限の装備で。
- ◆リタイヤする農家から、農地と合わせて機械・施設一式を借りる方法も（居抜き継承）。

参考●農業機械の価格例（メーカー数社提示価格）

種類		価格
トラクター	20馬力	1,700,000円
	40馬力	5,000,000円
コンバイン	3条刈り(30馬力)	4,200,000円～
	4条刈り(70馬力)	8,200,000円～
田植機		750,000円～
穀物乾燥機	9～25石	840,000～1,436,400円
	25～45石	1,522,500～2,152,500円
野菜管理機	6馬力	249,900～260,400円
乗用管理機	20馬力	2,589,300～4,323,900円
刈払機	排気量 20立方センチ	50,000～55,000円
	排気量 30立方センチ	80,000円～
動力噴霧器	排気量 20立方センチ	65,000円～
水田溝切り機	排気量 35立法センチ	120,000円～
	排気量 40立方センチ	230,000円～

相談のポイント

2

農業経営継承事業や、その手法を活用する

- ◆後継者のいない農家や農業法人を、農地、機械・施設などの有形資産と、技術、販路、屋号（信用）、経営管理ノウハウなどの無形資産をそのまま引き継ぐ経営継承もある。
※全国農業会議所が行っている「農業経営継承事業」は右ページ参照

● 農業経営継承事業

後継者のいない農業者（農業法人）の、農地、機械・施設等の有形資産だけでなく、技術や経営ノウハウ、屋号、商標、販路等の無形資産を含めた「経営資産」を散逸させることなく、新規就農希望者に円滑に移譲・継承することを支援する事業。平成20年度から全国農業会議所と同会議所から委託を受けた都道府県の農業会議と青年農業者等育成センターが取り組んでいる。

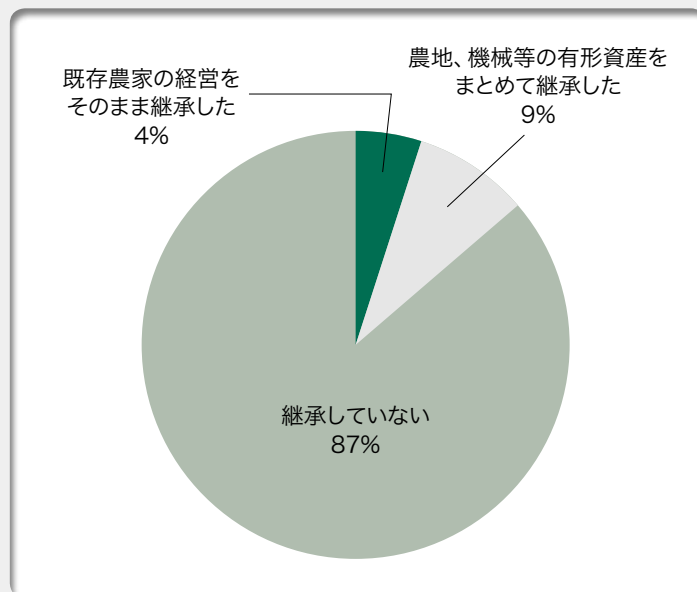
同事業では、

- ① 都道府県農業会議、青年農業者等育成センター、農業改良普及機関、農業委員会、JA等の関係機関と連携して経営移譲希望者を掘り起こすとともに、ホームページ、日常の就農相談、新・農業人フェア等により経営継承希望者を募集する。
- ② 事前の農場訪問、農作業体験などを通じてマッチング体験を受け入れる移譲希望農家に2万円を助成するとともに、体験者の傷害保険料を助成する。
- ③ 双方が移譲・継承で合意すれば、本格的な技術・経営継承研修を支援する。
研修期間は最長2年間で、この間、研修支援として移譲希望者に年額120万円を助成する。
- ④ 農業会議、農業改良普及機関、市町村・農業委員会、JA等地元関係機関によるコーディネートチームを結成して、地域を挙げて研修の指導・助言や継承後の経営を支援する。
- ⑤ 移譲・継承を安心して行うための「経営継承合意書」（契約書）の締結などを行う。

また、経営継承を啓発するため、東京、大阪、札幌等で農業経営継承シンポジウムを開催している。

参考データ〈新規就農者の足跡〉

経営継承の有無

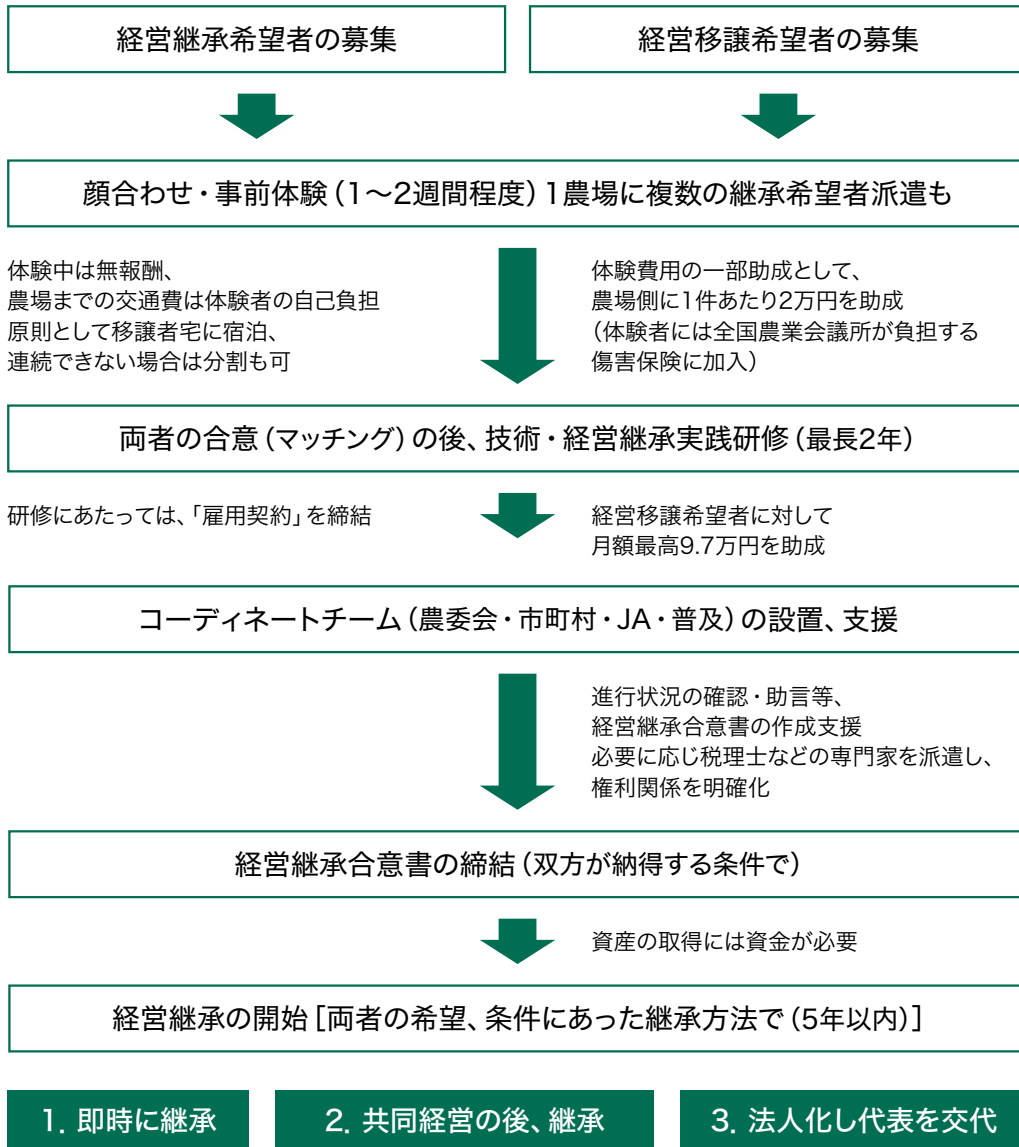


新規就農者の13%が就農農家等の経営資産（有形・無形）を継承

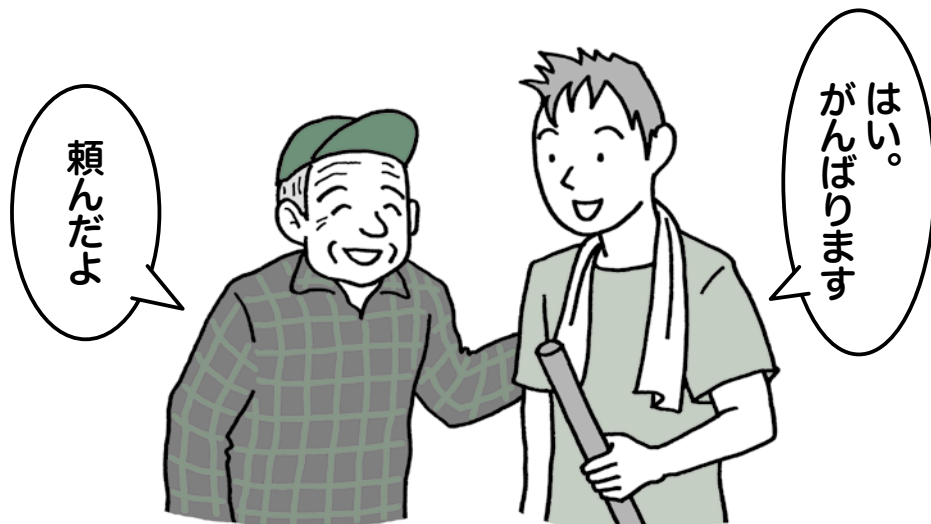
新規就農者の9%が、リタイヤする既存農家の資産をそのまま「居抜き」の形で継承して就農しており、4%が農地、機械・施設等の有形資産だけでなく、技術や販路、経営ノウハウなどの無形資産も合わせた「経営資産」をそのまま継承している。
継承資産のうち、農地は賃借が多く、機械・施設は無償での譲り受けも多い。

「新規就農者の就農実態に関する調査」（2013年）より

農業経営継承事業の流れ

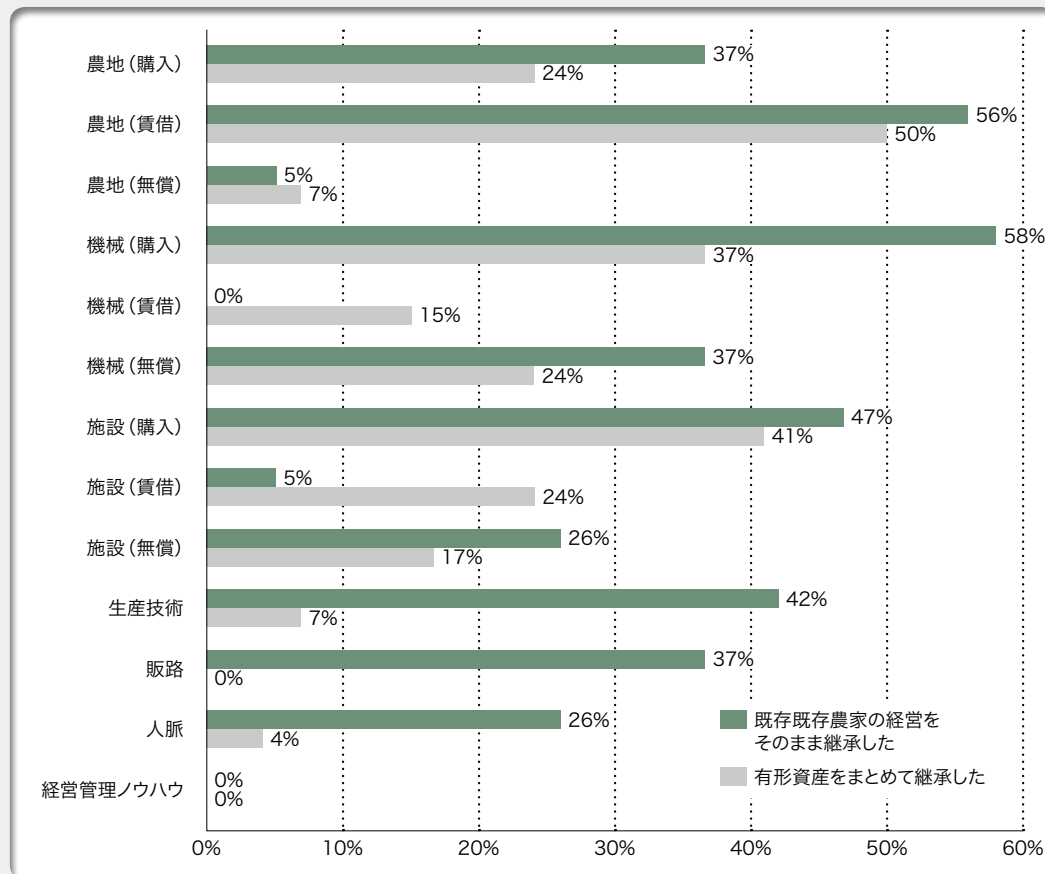


譲渡希望者の要件：後継者がおらず、5年以内に経営を中止して第三者に移譲する意向があること
継承希望者の要件：農業経営を行っておらず、独立就農に意欲を持ち、地域の担い手になれること



参考データ〈新規就農者の足跡〉

経営継承の内容



●インターネットで中古農機探し

中古農機は、地域ごとに販売店があるが、インターネットで幅広く販売している業者もある。ネットオークションで売買されることも。

全国中古農機市場 <http://www.agristage.jp/>

JUM All Japan Used Machine Market 全国中古農機市場

JJA・農機具店の中古農機の仕入れ・販売と農家の中古機探しをサポートします!

業者登録されると業販価格情報を確認いただけます。

おすすめ商品 (全6件)

クボタ 田植機 SPU450P-IRF 三重県 933,333円	クボタ コンバイン AR217 三重県 1,390,476円	クボタ 播種機 SR120-KWJ 三重県 93,333円	クボタ 田植機 SPA55-AESMIF 三重県 380,000円
--	--	---	---

はじめの方へ
JA・農機具店の皆様
業販価格情報の確認はこちらから!
▶ 業者登録ページ
農家・農業法人の皆様
お得な会員価格情報はこちらから!
▶ 農家登録ページ
登録農家数

2011.12.08

STEP
7

住宅の確保

相談のポイント ①

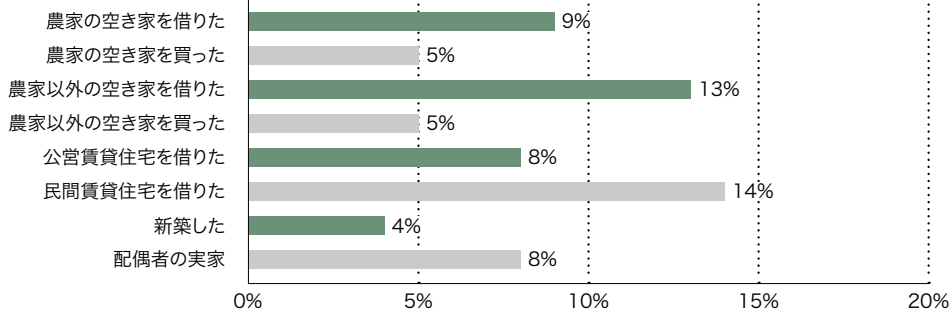
安定した住居の確保は、新規就農の第一歩

- ◆住宅はできるだけ農地に近いところで探すこと。
納屋や作業場がある農家の空き家が便利だが、修繕が必要な場合が多い。
- ◆関係機関に相談して家賃の安い公営住宅などへの入居を勧める。

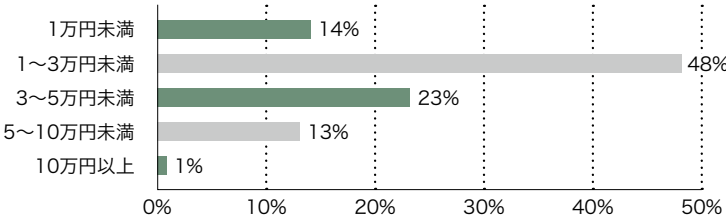
参考データ〈新規就農者の足跡〉

住宅の確保状況

住宅の確保状況

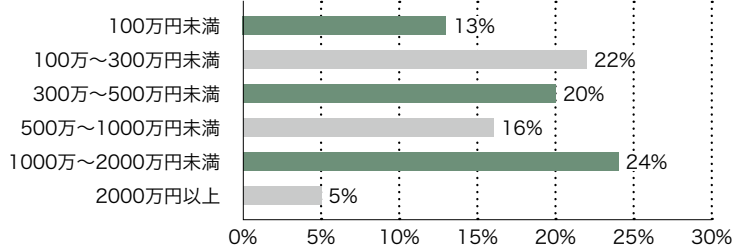


家賃



家賃が安いのも農村暮らしのメリット

空き家の購入費用



住宅は、当初はほとんどが賃貸だが、経営が落ち着くにつれ、購入する人も増加。住宅を修繕する必要があった人は6割で、平均の修繕費用は141万円となっている。

「新規就農者の就農実態に関する調査」(2013年)より

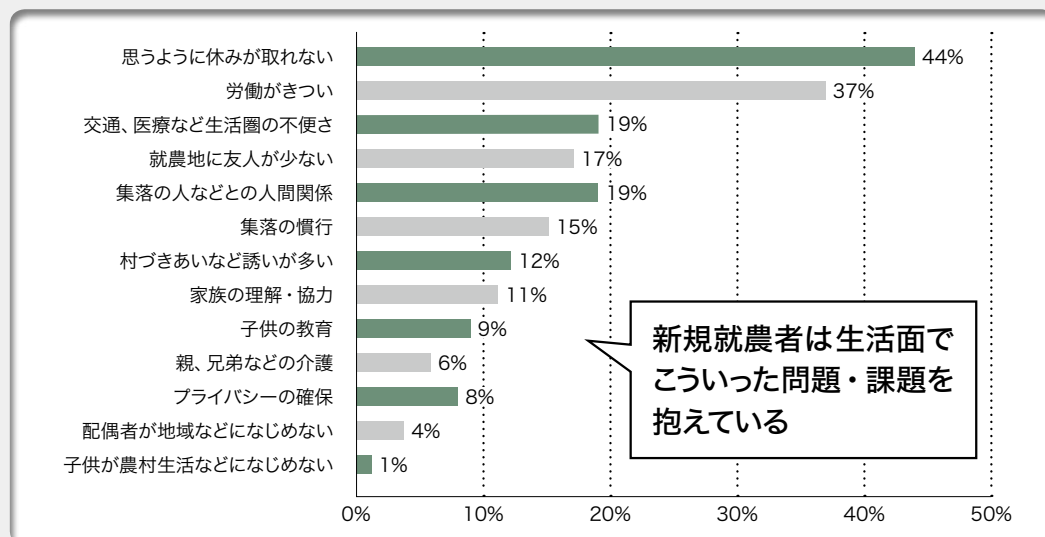
相談のポイント **2**

「定住」が地域の信頼

◆経営が軌道に乗ったら、購入や新築も。定住姿勢が地域の信頼を生み、営農にもプラスとなっている。

参考データ〈新規就農者の足跡〉

生活面での問題・課題



農業は生き物と向き合う生命産業。休みが思うように取れなかったり、屋外の作業などそれなりの苦労がある。交通手段や病院など、都市に比べると不便な面もあるが、物価の安さや環境など、トータルでの暮らしやすさは魅力。そういったところは、家族の理解を得る必要がある。

「新規就農者の就農実態に関する調査」(2013年)より



3

ケーススタディ 相談内容ごとの対応例

新規就農相談には、性別、年齢、経験してきた職業、家族構成など多種多様な人々が訪れる。農業に対する認識にも差異があり、100人来れば100通りの対応が必要になる。

そこで、今後の対応に役立てられるように、これまでの相談内容をいくつかのパターンに分類して、留意点などを紹介する。

1 共通する留意点

1 相談者の気持ちになって

「何を聞いたらいいのかもよく分からないが、とりあえず相談に来た」「新規就農者の著書を読んで」「テレビでアグリビジネスを知り、興味がわいたから」「市民農園で農業の楽しさを知ったから」という人から、「失業中のため農業法人なら雇ってくれるのでは」といった人まで来訪する動機は様々だ。

いずれにしても、人生を掛けての相談であることに変わりがないため、相談員は、相談者の気持ちを大切にしながら説明することが不可欠だ。その際、相談者の農業に対する認識度を測ることが、相談者と視線を同期化する上で重要だ。初歩的なこととして、農地10アールの広がりに対しての認識を質問することだ。これまでの経験から、10人中9人以上が10アールの空間認識を持っていない。そこで、陸上競技場の100メートルのコースを例にするなどして、10アール（10メートル×100メートル＝1000平方メートル）の空間認識を持たせている。（このことが農業の採算性や農地法の下限面積を説明する際の下敷きになる。）その後、こちらから新規就農の流れを丁寧に説明して、質問を誘導していく。

2 農業の概況説明

農業の収益性については、独立就農希望者だけでなく、農業法人への雇用就農希望者に対しても、「品目別の収益性」(16ページ参照)などを参考に、10アール当たり農業所得と10アール当たり労働時間、家族労働1時間当たり農業所得などを説明する。これは、農業法人の給与水準などを理解するために必要だからだ。

また、農業が自然に左右される産業であることも強調しておく。独立就農した場合の収益に多大の影響をもたらすことはもちろん、農業法人に就職した場合には、就業時間が不規則になることが考えられるからだ。

3 相談者の年齢を考えて

相談者の年齢によって説明を変える必要がある。特に、青年就農給付金制度が仕組みられてからは、その対象となる年齢かどうかによって就農への道筋が変わってくるからだ。また、農業経営が軌道に乗るまで、作物によっては年数が異なるが10年以上かかる場合がある。高齢の相談者には、趣味としての農業を勧めるのも一考だ。

4 農地についての説明

農業は、農地があって成り立つもの。相談者の中には、「知人の農家から、農地を貸してあげると言われている。この農地で就農したい」と来訪する人も多い。その場合は、「相対での貸し借りでは、返してほしいと言われた場合に対抗できないことや融資も受けられない」などと説明し、農地の売買や貸し借りには、当該市町村農業委員会の許可が必要だと伝える。そして、その際、許可を受けられれば権利が守られることを強調しておく。

農業委員会の窓口を訪ねた経験のある相談者からは、「許可の判断を事務局の職員がすぐにはしてくれない」と不満の声が聞かれるが、それに対して「許可の判断は、農業委員の合議で決まるもの。事務局職員は説明要員だから、しっかり説明したいと考える職員ほど資料を色々と求めてくる。そのような職員こそ親切」と答えている。

また、農地は、市街化区域や市街化調整区域など様々な用途区分がされており、それによって固定資産税や相続税などに影響していることや、農業者年金など諸制度によって貸し借りや譲渡に制限があることも説明しておく。これは、特に三大都市圏で就農したいという相談者には丁寧に説明する必要がある。

5 運転免許と通勤（通作）

都市生活者の中には、交通機関の発達が原因なのか運転免許を保持していない人が多くなっている。特に若年層にその傾向が強い。そこで、免許の有無を確認し、保持していない場合には、「営農はもちろんのこと、生活にも不自由する」と話し、最優先で免許を取得するよう促す。

また、相談者の中には、現在の生活環境を保持したまま遠距離地での営農や農業法人への就職を希望する人もいる。その場合には、気象などの変化に気づき対応できる範囲内で生活することが不可欠だと説明している。

6 差別的な発言には注意を

差別用語を使わぬように細心の注意を払う。特に、女性の相談者に対して「就農を考えたら、農家の嫁さんになるのが早道」と言った発言は、セクハラと捉えられかねない。

7 相談の記録を取る

相談の流れは、「相談カード」や独自の相談ノートに記録しておくことが大切だ。これは、医者が患者の状況をカルテにして残すのと同様だ。また、このことは、「相談員から、こういう指導があつて、このように行動したら、大変困った事態に陥り、大きな損害を被った」との裁判や、「県の出先機関の指導通りにやったのに、大幅な赤字になった。指導が間違っていたので、実態を調査をして欲しい」といったクレーム、経常継承による就農でトラブルになり、移譲者と裁判所による民事調停で争うといった、トラブル防止の観点からも重要だ。

2 ケース別の対応例

1 新規就農に興味があるが、どうしたらよいかわからないという人

新・農業人フェアの全国新規就農相談センターによる「なんでも相談コーナー」で多く見受けられるのが、「新規就農に興味や関心はあるが、どうしたら良いかわからない」といった相談だ。このような場合、『新規就農案内読本（全国新規就農相談センターが毎年作成する冊子）』を用いて、まずは、

- ①「新規就農」といっても農家子弟の新規就農から、非農家子弟の農業法人への雇用就農と独立就農（新規参入）まで幅広く含むこと。
- ②農業は、畜産から耕種農業まで幅広い分野があり、具体的な仕事の内容が多種多様であること。
- ③「情報や基礎知識の収集」から「就農」までの道筋の紹介。
- ④新規就農相談センターの活動内容。

などについて、丁寧に説明し、新規就農相談センターをフル活用することが第一歩だと伝える。

2 農業法人などで働きたいという人

農業法人などで働きたいという相談者には、全国新規就農相談センターHP上「求人情報」や都道府県ごとに収集・提供している求人情報をもとに、相談者の希望に応じて検索した情報を提供する。その際、農業法人の業態や雇用者との相性が大切だとして、数社と同時に面談できる『新・農業人フェア』などの新規就農相談会が近々開催される場合には、そこへの参加を勧める。

“就活”の一環で相談にくる学生（大学生、時には高校生）、雇用が不安定なパート・アルバイトや無職の人も多い。若い人はパソコンの操作に長けているので、「あぐなび」（全国新規就農相談センターが運営する会員サイト）への登録を勧める。登録すると、Eメールによる相談や各種の情報が受けられる。

また、農業法人などへの雇用就農の場合、「仕事が合わない」「きつい」などの理由から短期間で辞める人が少なくないので、必ず「農業インターンシップ」などによる事前体験を勧めることも大切だ。

4

新規就農相談 Q&A

本稿で紹介する「Q&A」は、これまでに全国新規就農相談センターに寄せられた、一般的な相談に対する回答例ですので、参考にしてください。

相談のケース ①

Q 農業を始めようとする場合、どんな心構えが要りますか？

A 「強い意欲と情熱。
起業マインドを持つことです。」

まずは、農業や農村にいろんな夢やあこがれを持つことが大切です。そして、実際に農業を始めようとする場合は、「夢を現実のものにするぞ！」という強い意欲と情熱が欠かせません。例えば、成長産業の一つとして注目を集めている農業の分野で、「立派な経営者になってやるぞ！」という起業マインドが必要となります。

最新の新規就農者のアンケート結果（「新規就農者の就農実態に関する調査・2013年12月」）を見ると、「農業が好きだから」「自然や動物が好きだから」といった自然・環境志向の理由とあわせ、「自ら経営の采配を振れるから」が全体の5割、「農業はやり方次第でもうかるから」が全体の3割を占めるなど、農業経営者としての裁量や経済面での可能性に着目する新規就農者が増えてきています。

農村の現場でも、強い意欲と情熱をもとに、経営能力を磨きながら営農を続け、農村に定着してくれることを望んでいます。

相談のケース 2

Q 「青年就農給付金」という支援制度とはどのような内容ですか？

A 「研修期間中に支援する準備型と、独立・自営後の数年間の所得を確保する経営開始型の2つがあります。」

(1) いま我が国の農業には、やる気さえあれば、若い世代が活躍できるチャンスが広がっています。「青年就農給付金」は、そんな若い世代の新規就農を支援する施策のひとつです。

(2) 「青年就農給付金」は、研修期間中に支援する「青年就農給付金(準備型)」と、農業経営開始後の数年間の所得を確保する「青年就農給付金(経営開始型)」の2つがあります。

「青年就農給付金(準備型)」は、農業大学校や先進農家などで、農業技術や経営ノウハウの習得に向けた研修を行っている間、年間150万円の「給付金」を最長2年間給付することにより、生活費などを心配することなく、安心して研修に専念できるよう支援するものです。

■「青年就農給付金(準備型)」の主な給付要件

- ・就農予定時の年齢が原則45歳未満であること
- ・都道府県が認めた研修機関・先進農家等で概ね1年以上(1年につき1,200時間以上)研修すること
- ・研修終了後1年以内に就農すること
- ・研修後、自ら農業経営を始めるか、農業法人に雇用されて就農すること、など青年就農給付金(準備型)の事業は、都道府県または青年農業者等育成センターのいずれかが給付主体となって行いますので、給付を希望する方は、研修先の都道府県にご相談ください。

なお、研修終了後1年以内に就農をしなかった場合や、一定期間以上就農を継続しない場合は、給付金を返還しなければなりませんので、ご注意ください。

(3) 「青年就農給付金(経営開始型)」は、独立して農業経営を始めてから経営が軌道に乗るまでの間、年間150万円の「給付金」を最長5年間給付するものです。独立・自営就農した場合、借入れによる資金調達をしたり、就農後もすぐには収入が安定しなかったりするといった経営リスクを負っています。給付金によって、このように就農後間もない、農業収入が不安定な時期の所得を確保し、就農の継続を支援します。

■「青年就農給付金（経営開始型）」の主な給付要件

- ・就農時の年齢が原則45歳未満であること
- ・就農する市町村の「人・農地プラン」に位置付けられていること（見込みも可）
- ・経営開始計画が、独立・自営就農5年後に農業で生計が成り立つものとなっていること、など

※「人・農地プラン」＝農業を営む集落・地域が抱える「人の農地の問題」を解決するため、集落・地域における話し合いによって、今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）や、中心となる経営体への農地の集め方、地域農業のあり方などについて作成するプラン

青年就農給付金（経営開始型）は市町村が給付主体となります。青年就農給付金（経営開始型）の給付を希望する方は、就農先の市町村にご相談ください。

相談のケース **3**



農業を始める前に、農作業や農村生活を体験した方がよいですか？



非常に大切なことです。
ぜひ体験してみてください。

農業や農村生活の経験がまったくない人が新しく就農しようとする場合、その前に、作りたい作物・飼いたい動物に実際に触れて、栽培や飼育を体験してみたり、農村生活を体験しておくことは非常に大切なことです。

なかでも特に、技術的な面での経験を、ある程度は積んでおく必要があるでしょう。それには、高校・大学など農業関係の学校で教育を受ける方法が考えられますが、農家に入って実習するのも一つの方法です。

親類縁者に農家がいればよいのですが、いない場合には、お住まいの都道府県の相談センターなどにお問い合わせください。

相談のケース 4

就農前の研修先の選び方と研修はどれくらいの期間が必要ですか？

A 「研修先は一般農家・農業法人。
研修期間は1年以上2年未満。」

最新の新規就農者のアンケート結果（「新規就農者の就農実態に関する調査・2013年12月」）を見ると、就農前の農業研修は、「実践的な経営技術が学べる」「希望作目の研修ができる」農家・農業法人が7割を占めています。そのほかの研修先としては、農業大学校（13%）、市町村・市町村公社・農協（6%）などです。

就農前の農業研修を実際に行った期間は、「1年以上2年未満」（45%）が最も多く、次いで「2年以上3年未満」（28%）です。新規就農者が必要と考えている農業研修の期間は、「1年以上2年未満」（44%）が最も多く、次いで「2年以上3年未満」（33%）です。概ね実際の研修期間と必要な研修期間が合致しています。

就農前の農業研修は、一般的に言えば、少なくとも2年前後は必要です。1作物について、〈播種―定植―栽培管理―収穫〉という1サイクルを通した実践的な研修が必要だからです。研修期間を1年とすると、1年1作の稲作や施設トマトなどでは作物の1サイクルの途中から研修に入る場合があり、1サイクルを通した研修ができなくなる場合があります。農業技術研修は2年と考える方がいいでしょう。



相談のケース 5

Q 農業をやりたいと思っているのですが、何を作ったらいいのか悩んでいます。どうやって決めたらよいのですか？

A 「野菜・花き・果樹が一般的で、農地の面積などから絞り込みます。」

まずは野菜、花き、果樹、米など、どんな作物に興味や関心があるのかを絞ったうえで、その作物を選択した場合の栽培方法として、慣行の農業に取り組むのか、それとも有機農業に取り組むかなどを決めてみてはどうでしょうか。

次に農地について考えます。新しく農業経営を始める場合は、取得できる農地面積が限られてきます。また、家族など農業で働ける労働力の人数も限られます。そのため、取得できる農地面積と農業で働ける労働力の人数を考えながら、その作物の10アール当たりの農業所得の水準をにらんで選んでいくことになります。

新規就農者の場合、一般的に小さな経営面積でも、面積当たり農業所得の多い労働集約的な作物を選ぶことになります。実際、新規参入者の多くは、小さな経営面積でも所得が高くなる野菜・花き・果樹といった園芸作物を経営作目に選んでいます。

相談のケース 6

Q 新規就農する場所・地域はどのようにして選んだらいいのでしょうか。

A 「取得できる農地があって、受け入れ体制が整っている地域がよいです。」

最新の新規就農者のアンケート結果（「新規就農者の就農実態に関する調査・2013年12月」）を見ると、「取得できる農地があったから」（50%）がもっとも多く、次いで、農村らしい暮らしのできる「自然環境がよい」（28%）、「行政等の受け入れ・支援体制が整備されていたから」（26%）が続きます。

農業生産・経営にとって必要不可欠な経営資源である農地を取得でき、行政等の受け入れ・支援体制が整備されていることが、最も重視すべき目安であると言えます。行政等の受け入れ・支援体制がしっかり整備されているからといって、甘えるのではなく、新規就農を具体的なものにするための自らの努力が大事なことは言うまでもありません。

また、「希望作目の産地である」かどうか目安となります。その作物の産地として確立している地域ならば、営農技術に対する指導体制がしっかりしているからです。

さらに、「家族の実家に近い」ことや「その地域を以前から知っていた」ことを就農地選びの目安にした人もいます。まったく知らない地域に新規参入するよりも、地域にとけこむまでの気づかいが少なくすむという利点があります。子供がいる場合は、学校や病院が近くにあるかどうか大切な目安になります。

相談のケース

7

Q 農地を買ったり、借りたりする時に注意することはありますか？

A 「農業委員会に相談し、必ず許可をとること。」

農地の買い入れ、借り入れは、いずれの場合も市町村農業委員会に相談し、必ず農地法か農業経営基盤強化促進法の許可を取る必要があります。その前に、売買代金を支払ったり、農地の引き渡しを受けたりすることは、法律違反になりますので注意してください。

その際の基本的な条件として、取得後の経営面積が原則として北海道で2ヘクタール以上、都府県50アール以上（農業委員会がこれより低い面積を定めている場合があります）であることが必要です。

また、農地に限らず、土地を購入する場合は、現地を確認するとともに、まずその土地の権利関係を法務局にある土地登記簿によって調べておくことも大切です。所有名義人をはじめ、抵当権の設定、差し押さえなど処分の制限、仮登記の有無などを確認しておくといでしょう。

なお、農地の貸し借りには、2014年度から、都道府県段階に公的な機関として「農地中間管理機構」が設立され、後継者のいない所有者等から借り受けた農地を、必要な場合には大区画化等の条件整備も行った上で、担い手にまとめて転貸する、新しい仕組みが加わりました。

農地の買い入れ、借り入れに関する詳しい内容については、希望する就農地にある市町村農業委員会か農地中間管理機構にご相談ください。

相談のケース 8

Q 農業機械・施設費用を節約するための注意点を教えてください。

A 「乗用田植機、コンバインなどは新古品の購入がおすすめです。」

農業用機械・施設などは中古品を買うなどして、できるかぎり節約するといいいでしょう。一般的な農業用機械や軽トラックなどは中古品で十分間に合います。

乗用田植機やコンバイン、大型トラクターなどの複雑な農業用機械は、中古品は故障が多くなり、かえって修理費がかさんでしまいます。中古品として売られていますが一度も使ったことがない「新古品」をさがしたほうがいいでしょう。

野菜・花きの施設栽培は、ビニール温室などの施設建設費がかかり、加温栽培では重油焚きの暖房機が必要です。温室などは離農農家などの中古品もありますので、土地ごと借りる方法もあります。

農業用機械は、農作業労働を軽減してくれます。肩掛け式の刈り払い機(草刈り機)や、露地野菜栽培などでの小型のトラクターや管理機、運搬機など、野菜の出荷などに使う軽トラックなど、必要最小限の農機具や農業用機械を装備することが必要です。

また、収穫物を出荷するために調製したり梱包したりするための作業場があると便利です。作業場は、収穫物の貯蔵・保管や生産資材・農機具などの保管場所にも使えます。住宅事情などから作業場がつかれない場合は、ビニール温室の一面などを作業場兼資材置き場に利用するといいいでしょう。

相談のケース 9

Q 新しく農業を始めた場合、農業所得で生計が成り立つまで、どのくらいの期間を考えたらいいいのでしょうか？

A 「統計では2年半。安定まで3～5年かかると見た方がよいでしょう。」

最新の新規就農者のアンケート結果(「新規就農者の就農実態に関する調査・2013年12月」)を見ると、農業所得で生計が成り立った就業後の年次は2.5年で、農業所得で生計が成り立った年次の売上高は780万円となっています。

農業所得で生計が成り立っている割合は、当然ですが、就農年数が長くなるほど多くなります。農業経営が安定を考慮すれば、農業所得で生計が成り立つまでの期間は3~5年とみるといいでしょう。

なお、農業所得で生計が成り立っていない新規就農者は、所得の不足分を「就農前からの蓄え(貯金など)」や「農業以外での収入」などによって対応しています。

相談のケース 10

Q 家族いっしょに農村に移住することになりますが、
移住先を決めるときのポイントと暮らすことで注意すべきことを教えてください。

A 「家族いっしょに現地を訪ねて、
教育・医療施設などをチェックすること。」

移住先を決めるときは、まず家族の生活がどのようになるのかを検討してみましょう。就農する前、あるいは就農事前研修に入る前に、家族みんなで現地を訪ねて、生活条件についても検討しておく必要があります。保育園や小中学校などの教育施設がどこにあるか、病院などの医療・診療施設が整っているか、公民館や体育館、文化施設などがどこにあるか、などを確かめておくことです。

基本は、家族がいっしょに生活を楽しめる環境があることです。

農村で暮らすことで注意しておくことは、農村が生産の場と生活の場が一体になっていることや、集落特有の人間関係が濃密であることなどの特徴を理解することです。よく農村は、「閉鎖的だ」とか「よそ者を受けつけない」と言われますが、それは都市部と違い、農村に住む農家は先祖代々からその地に住み、住民どうしのつき合いが、都市部より強いからです。

農村では、農業用水や農道の利用・管理に伴う共同作業など直接営農に関わることや、農村の伝統行事や習慣などにも参加・協力しなければならないことが少なくありません。いわゆる“むらづきあい”といわれているものですが、そういった行事などに、積極的に参加することで村人とふれあい、対話をしていくことの積み重ねで農村社会にうまく溶け込めることができるのです。都会とはひと味違った人情あふれる生活が営めるでしょう。

新規就農・経営継承対策の全体像

26年度予算新規就農・経営継承総合支援事業【218億円】(25年度補正予算(青年就農給付金・農の雇用事業)【99億円】)

	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就農	独立・自営就農	
所得の確保 最低賃金 (約820円×1800時間) の確保 ①+②+③ 合計312億円 【26予算】213億円 【25補正】99億円 ・青年就農給付金 224億円 【26予算】147億円 【25補正】77億円 ・農の雇用事業 88億円 【26予算】66億円 【25補正】22億円	青年就農給付金(準備型)① ・県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について、年間150万円を最長2年間給付 ○研修終了後1年以内に就農しなかった場合、給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合は全額返還 ○研修終了後1年以内に親元就農する者も対象とするが、5年以内に経営を継承するか又は共同経営者にならない場合は全額返還	法人正職員として 最低賃金以上を確保 法人側に対して 農の雇用事業③ 1)法人に就職した青年に対する研修経費として年間最大120万円を助成(最長2年間) 2)雇用した新規就農者の新たな法人設立・独立に向けた研修に必要な経費を助成(年間最大120万円、最長4年間、ただし3年目以降は最大60万円)	青年就農給付金(経営開始型)② ・人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位置付けられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の認定就農者等*について、年間150万円を最長5年間給付 ○市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り ○所得が250万円以上ある場合は給付しない ※親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象 ※農地は親族からの貸借が主であっても対象とするが、5年間の給付期間中に所有権移転しない場合は全額返還	農業法人等の次世代経営者の育成(農の雇用事業) 法人の職員を法人の次世代経営者として育成していくために先進的な農業法人・異業種の法人へ研修派遣する経費を助成(月最大10万円、最長2年間) トッププロを目指す経営者育成のための助成
技術・経営力の習得	農業経営者育成教育のレベルアップのための助成		青年等就農資金(無利子)【新規】 経営体育成支援事業	スーパーL資金
機械・施設の導入 経営の複合化、多角化等に必要な物を含む				
農地の確保 就農相談等	就農しようとする市町村等とよく相談し、人・農地プランに位置付けてもらい、農地利用の目的をつける ・法人正職員としての就農の内定をもらうなどの事前準備を支援。		農地中間管理機構による支援 地域連携推進員による指導	

が新規就農・経営継承総合支援事業で実施する内容

青年就農給付金(準備型)の給付要件

農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援。

1. 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
2. 独立・自営就農または雇用就農または親元での就農を目指すこと
親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか又は農業法人の共同経営者になること
3. 研修計画が以下の基準に適合していること
 - ① 都道府県等が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修する。
※既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合は給付対象
 - ② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと
 - a. 先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、先研修先として適切であること
 - b. 先進農家・先進農業法人の経営主が給付対象者の親族(三親等以内の者)ではないこと
 - c. 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約(短期間のパート、アルバイトは除く。)を結んでいないこと

4. 常勤の雇用契約を締結していないこと
5. 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
6. 原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること

返 還

1. 適切な研修を行っていない場合
給付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合
2. 研修終了後1年以内に原則45歳未満で就農をしなかった場合
※準備型を受給しての研修の終了後、更に研修を続ける場合(原則2年以内で準備型の対象となる研修に準ずるもの)は、その研修終了後
3. 給付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、独立・自営就農又は雇用就農又は親元への就農を継続しない場合
4. 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合

青年就農給付金（経営開始型）の給付要件

経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援。

1. 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満の新規就農者[※]であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
※市町村における、改正農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想の策定以降に申請する場合は、認定就農者であること。
※農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新たな作目の導入、経営の多角化等）を負うと市町村長に認められること。

2. 独立・自営就農であること

自ら作成した経営開始計画^{※2}に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。

- ① 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有している。（農地が親族からの貸借が過半である場合は、5年間の給付期間中に所有権移転すること）
- ② 主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りている。
- ③ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引する。
- ④ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。
※親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営（独立した経営になっていれば、税申告が親と分離してなくてもよい。）を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする。

3. 経営開始計画^{※2}が以下の基準に適合していること

独立・自営就農5年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画である。

※2 市町村における、改正農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想の策定以降に申請する場合は、青年等就農計画

4. 人・農地プランへの位置づけ等

市町村が作成する人・農地プラン（東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。）に中心となる経営体として位置づけられていること（もしくは位置づけられることが確実であること）または農地中間管理機構から農地を借り受けていること

5. 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給できない。また、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。

6. 原則として青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること

給付対象の特例

1. 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合は、夫婦合わせて1.5人分を給付する。
2. 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに150万円を給付する。
3. 平成20年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるものとするが、給付は就農後5年度目までとする。

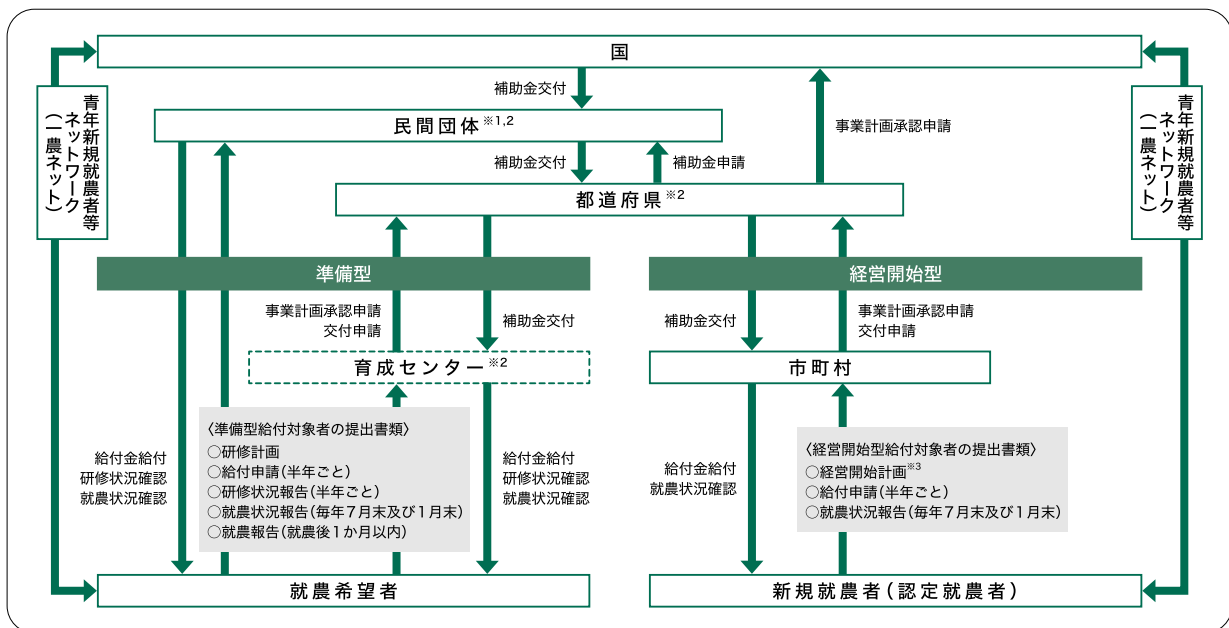
給付停止

1. 給付金を除いた本人の前年の所得が250万円を超えた場合
2. 経営開始計画^{※2}を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

返 還

農地の過半を親族から貸借している場合において、親族から貸借している農地を5年間の給付期間中に所有権移転しなかった場合

青年就農給付金の実施体制・手続



※1 公募により選定された団体（平成24年度補正、平成25年度は全国農業会議所）。

※2 準備型は都道府県または青年農業者等育成センターどちらかが給付する。（所在する都道府県での就農を基本としない教育機関で研修を受ける者に対しては民間団体から給付することができる。この場合、研修後の就農状況は、民間団体と就農先の都道府県が協力して確認する。）

※3 市町村における、改正農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想の策定以降に申請する場合は、青年等就農計画

新規就農希望者の相談に応じています

都道府県新規就農相談センター

都道府県農業会議

農業会議	郵便番号	住所	電話番号
北海道農業会議	060-0005	札幌市中央区北5条西6-1-23 北海道通信ビル5階	011-281-6761
青森県農業会議	030-0802	青森市本町2-6-19 青森県土地改良会館4階	017-774-8580
岩手県農業会議	020-0024	盛岡市菜園1-4-10 第2産業会館4階	019-622-5825
宮城県農業会議	981-0914	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎内	022-275-9164
秋田県農業会議	010-0951	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内	018-860-3540
山形県農業会議	990-0041	山形市緑町1-9-30 緑町会館6階	023-622-8716
福島県農業会議	960-8043	福島市中町8-2 県自治会館8階	024-524-1201
茨城県農業会議	310-0852	水戸市笠原町978-26 県市町村会館内	029-301-1236
栃木県農業会議	320-0047	宇都宮市一の沢2-2-13 とちぎアグリプラザ2階	028-648-7270
群馬県農業会議	371-0854	前橋市大渡町1-10-7 県公社総合ビル5階	027-280-6171
埼玉県農業会議	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-12-9 県農林会館内	048-829-3481
千葉県農業会議	260-0855	千葉市中央区市場町1-1 県庁南庁舎9階	043-222-1703
東京都農業会議	151-0053	渋谷区代々木2-10-12 都農業会館(南新宿ビル)内	03-3370-7145
神奈川県農業会議	231-0021	横浜市中区日本大通り5-2 アーバンネット横浜ビル2階	045-201-0895
山梨県農業会議	400-0034	甲府市宝1-21-20 NOSAI会館内	055-228-6811
岐阜県農業会議	500-8384	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058-268-2527
静岡県農業会議	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル7階	054-255-7934
愛知県農業会議	461-0011	名古屋市長区白壁1-50 県白壁庁舎内	052-962-2841
三重県農業会議	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル2階	059-213-2022
新潟県農業会議	951-8116	新潟市中央区東中通1-86 JAバンク県信連第2分室内	025-223-2186
富山県農業会議	930-0096	富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館6階	076-441-8961
石川県農業会議	920-0362	金沢市古府1-217 農業管理センター内	076-240-0540
福井県農業会議	910-0003	福井市松本3-16-10 福井合同庁舎2階	0776-21-8234
長野県農業会議	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎3階	026-234-6871
滋賀県農業会議	520-0807	大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター2階	077-523-2439
京都府農業会議	602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 府庁西別館2階	075-441-3660
大阪府農業会議	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3階	06-6941-2701
兵庫県農業会議(ひょうご数農支援センター)	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3階	078-391-1221
奈良県農業会議	630-8501	奈良市登大路町30 県庁分庁舎内	0742-22-1101
和歌山県農業会議	640-8263	和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館6階	073-428-4165
鳥取県農業会議	680-8570	鳥取市東町1-271 県庁第2庁舎8階	0857-26-8371
島根県農業会議	690-0876	松江市黒田町432-1 島根県土地改良会館3階	0852-22-4471
岡山県農業会議	700-0826	岡山市北区磨屋町9-18 県農業会館内	086-234-1093
広島県農業会議	730-0051	広島市中区大手町4-2-16 農業共済会館1階	082-545-4146
山口県農業会議	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館2階	083-923-2102
徳島県農業会議	770-0939	徳島市かちどき橋1-41 徳島県林業センター内	088-678-5611
香川県農業会議	760-0068	高松市松島町1-17-28 県高松合同庁舎5階	087-812-0810
愛媛県農業会議	790-8570	松山市一番町4-4-2 県庁内	089-943-2800
高知県農業会議	780-0850	高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4階	088-824-8555
福岡県農業会議	810-0001	福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館2階	092-711-5070
佐賀県農業会議	840-0041	佐賀市城内1-6-5 県庁南別館	0952-23-7057
長崎県農業会議	850-0861	長崎市江戸町2-1 県庁第3別館2階	095-822-9647
熊本県農業会議	862-8570	熊本市水前寺6-18-1 県庁内	096-384-3333
大分県農業会議	870-0044	大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097-532-4385
宮崎県農業会議	880-0913	宮崎市恒久1-7-14	0985-73-9211
鹿児島県農業会議	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1 県庁11階	099-286-5815
沖縄県農業会議	901-1112	島尻郡南風原町字本部453-3 土地改良会館3階	098-889-6027

全国新規就農相談センター

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル2F
TEL: 03-6910-1133 FAX: 03-3261-5131

都道府県青年農業者等育成センター

指定法人	郵便番号	住所	電話番号
(公財)北海道農業公社(北海道農業担い手育成センター)	060-0005	札幌市中央区北5条西6-1-23 北海道通信ビル6階	0570-044-055
(公社)あおもり農林業支援センター	030-0801	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル6階	017-773-3131
(公社)岩手県農業公社	020-0884	盛岡市神明7-5 パルソビル3階	019-623-9390
(公社)みやぎ農業振興公社	981-0914	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎内	022-275-9192
(公社)秋田県農業公社	010-0951	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎5階	018-893-6212
(公財)やまがた農業支援センター	990-0041	山形市緑町1-9-30 緑町会館6階	023-641-1117
(財)福島県農業振興公社	960-8043	福島市中町8-2 福島県自治会館8階	024-521-9848
(公財)茨城県農林振興公社	311-4203	水戸市上国井町3118-1	029-239-7131
(公財)栃木県農業振興公社	320-0047	宇都宮市一の沢2-2-13 とちぎアグリプラザ内	028-648-9511
(公財)群馬県農業公社	371-0852	前橋市総社町総社2326-2	027-251-1220
(公社)埼玉県農林公社	361-0013	行田市真名板1975-1	048-558-3555
(公財)千葉県水産振興公社	260-0013	千葉市中央区中央4-13-28 新都市ビル7階	043-222-9136
(公財)東京都農林水産振興財団	190-0013	立川市富士見町3-8-1	042-528-1357
神奈川県農業技術センター かながわ農業アカデミー	243-0410	海老名市杉久保北5-1-1	046-238-5274
(財)山梨県農業振興公社	400-0034	甲府市宝1-21-20 NOSAI会館内	055-223-5747
(一社)岐阜県農畜産公社	500-8384	岐阜市藪田南5-14-12 県シンクタンク庁舎内	058-276-4601
(公社)静岡県農業振興公社	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル7階	054-250-8991
(公財)愛知県農業振興基金	460-0003	名古屋市中区錦3-3-8 JAあいちビル西館3階	052-951-3626
(公財)三重県農林水産支援センター	515-2316	松阪市嬉野川北町530	0598-48-1226
(公社)新潟県農林公社	950-0965	新潟市中央区新光町15-2 県公社総合ビル内	025-281-3480
(公社)富山県農林水産公社	930-0096	富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館6階	076-441-7396
(公財)いしかわ農業人材機構	920-8203	金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター 新館4階	076-225-7621
(公社)ふくい農林水産支援センター	910-0003	福井市松本3-16-10 福井合同庁舎4階	0776-21-5475
(公社)長野県農業担い手育成基金	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎3階	026-231-6222
(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金	520-0807	大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター2階	077-523-5505
(公社)京都府農業総合支援センター	602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 府庁西別館2階	075-417-6847
大阪府都市農業参入サポート窓口	559-8555	大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎22階	06-6210-9596
(公社)兵庫みどり公社	650-0011	神戸市中央区下山手通5-7-18 兵庫県下山手分室	078-361-8114
(財)奈良県農業振興公社	634-0813	橿原市四条町88 奈良県農業総合センター3階	0744-21-5020
(公財)和歌山県農業公社	640-8263	和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館6階	073-441-2932
(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	680-0011	鳥取市東町1-271 県庁第2庁舎8階	0857-26-8350
(公財)しまね農業振興公社	690-0876	松江市黒田町432-1 島根県土地改良会館3階	0852-20-2872
(公財)岡山県農林漁業担い手育成財団	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6 県庁南棟1階	086-226-7423
広島県農業担い手支援課	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-3551
(公財)やまぐち農林振興公社	753-0821	山口市葵2-5-69	083-924-8900
(公財)徳島県農業開発公社	770-0939	徳島市かちどき橋1-41 徳島県林業センター内	088-621-3083
(公財)香川県農業振興公社	760-0068	高松市松島町1-17-28 県高松合同庁舎5階	087-831-3211
(公財)えひめ農林漁業担い手育成公社	790-8570	松山市一番町4-4-2 県庁第2別館内	089-945-1542
(公財)高知県農業公社	780-0850	高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4階	088-823-8618
(公財)福岡県農業振興推進機構	810-0001	福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館2階	092-716-8355
(公社)佐賀県農業公社	840-0041	佐賀市城内1-6-5 県庁南別館	0952-26-9503
(公財)長崎県農林水産業担い手育成基金	854-0062	諫早市小船越町3171	0957-25-0031
(公財)熊本県農業公社	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1 県庁内	096-385-2679
(公社)大分県農業農村振興公社	870-0044	大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097-535-0400
(公社)宮崎県農業振興公社	880-0913	宮崎市久久1-7-14	0985-51-2631
(公社)鹿児島県農業・農村振興協会	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1 県庁11階	099-213-7223
(公財)沖縄県農業振興公社	901-1112	島尻郡南風原町字本部453-3 土地改良会館3階	098-882-6801

(平成26年3月現在)

全国農業会議所

Be
Farmer

きっと見つかる あなたの農業

全国新規就農相談センター